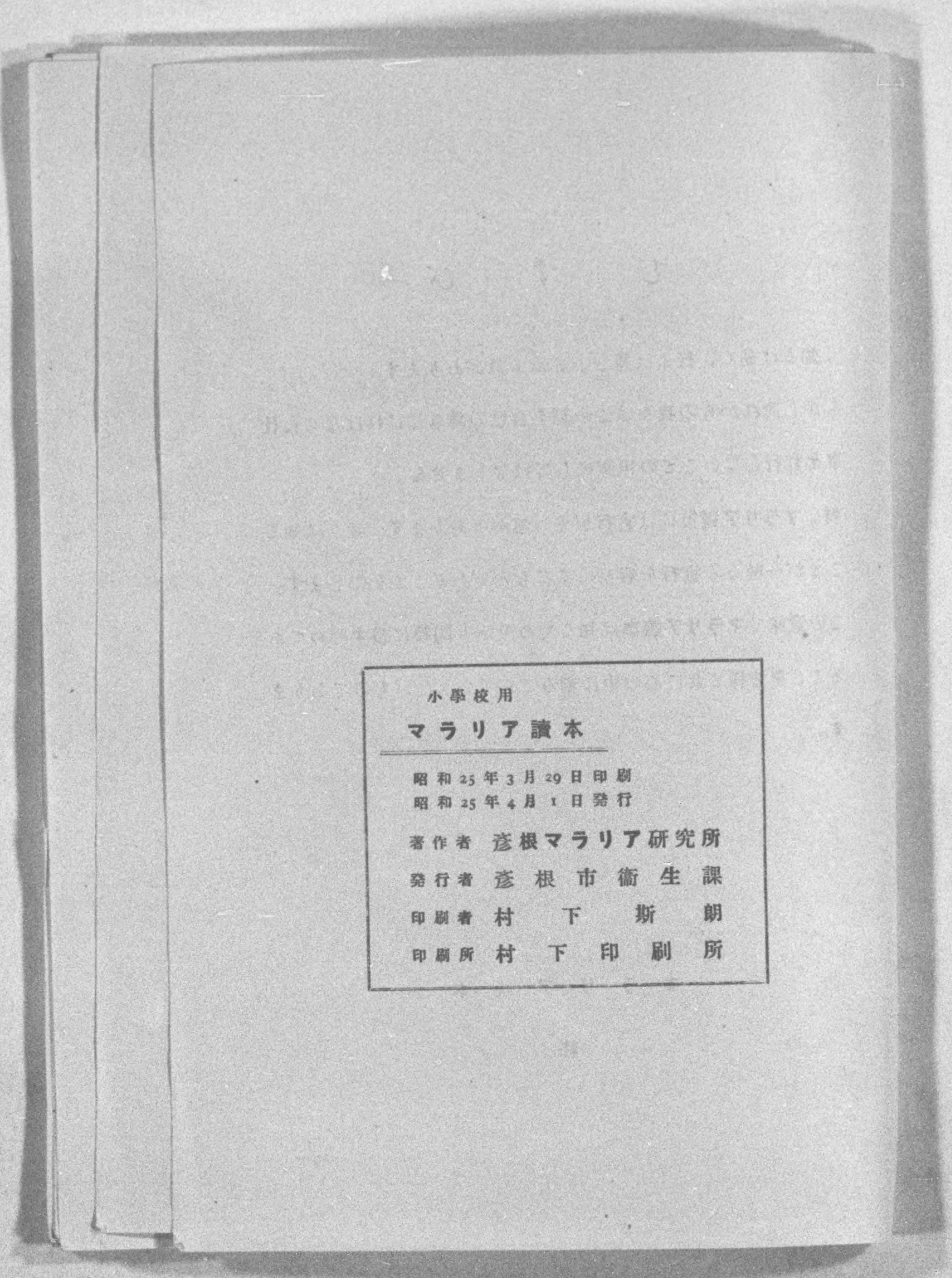

小學校用
マラリア讀本

昭和25年3月29日印刷
昭和25年4月1日発行

著作者　彦根マラリア研究所
発行者　彦根市衛生課
印刷者　村下斯朗
印刷所　村下印刷所

業務概要

【昭和二十四年】

群馬縣太田保健所

昭和二十四年度　太田保健所業務概要目次

一、緒　言……3
二、沿　革……4
三、建物並設備状況……4
四、保健所機構人員並業務内容……6
五、業務案内……12
六、管内の衛生概況……13
1、人口面積、産業、地勢並交通状況……13
2、出生、死亡、死産、婚姻、離婚の状況……13
3、死因別死亡……14
4、急性伝染病の発生並死亡状況……14
5、届出伝染病患者の発生状況……14
6、結核の状況……14
7、性病の状況……15
8、乳児の死亡状況……15

9．医療機関並医療関係者の状況……15
10．環境衛生状況……16
11．食品衛生状況……16
七．業務概況……17
1．庶務課……17
A．庶務係……17
B．医務係……21
C．薬務係……22
2．保健予防課……25
A．予防々疫係……25
B．結核係……28
C．母子衛生係……31
D．栄養係……34
E．口腔衛生係……34
F．性病係……35
3．衛生課……37
A．環境衛生係……37
B．食品衛生獣疫係……43
4．普及課……51
A．衛生教育係……51
B．保健婦事業……54
C．医療社会事業……57
D．試験検査業務……60

一、緒言

所長

当保健所が縣下のモデル保健所として発足したのは昭和二十三年九月で今年度中は内容の整備充実、所員の充足並教育、保健所業務の宣伝等に忙殺され主たる業務の面では花々しい活動はできなかつた。モデル保健所らしい内容、機構、人員と、予算とで軌道に乗つた仕事が出来始めたのは二十四年の四月からである。茲に二十四年度当保健所が歩んだ跡を業務の面から観察反省してみることはこの保健所の将来歩まねばならない方向を見出す為にも又縣下各保健所のモデルとしての責任の上からも重要のことである。

集計整理された業績はその方法内容等に於て多々不備があるので一目瞭然と保健所の姿が浮ぶ上らないとも考へられるけれど一応の資料にはなり得ると考える。この結果から見るとモデル保健所として満足の業績を収めて居るとは決して見られない。今後研究努力すべき点が各業務の随所に見出される。私はこの点に今後の重点を置いて所員各位の協力を煩わし二十五年度こそ真の新らしい保健所としての活動を展開し管内の公衆のためのヘルスサービス機関としての真面目を発揮したい。更にこの報告書を通覧される方々から当保健所がよき保健機関として成長する様、助言と注意とを期待する。

二　沿革

当保健所は昭和十二年法律第四二号保健所法に基いて計画建設され昭和十三年十二月開所し爾来所管区域である太田市新田郡全円並下山田三ヶ村の衛生指導を行ってきた。昭和二十二年九月法律第百一号で保健所法が大きく改正され所管区域内の衛生活動の管理の責任を負い行政官庁として法の執行をすると共に結核、性病、歯科に就いては予防的治療をも併せ行う事となった。

更に昭和二十三年四月G.H.Qの覚書によって保健所が行うべき十二の基本的業務（公衆衛生看護事業・母子衛生・衛生統計・試験検査・口腔衛生・栄養改善・環境食品衛生・衛生教育・医療社会事業・伝染病予防・結核予防・性病予防）が指示され保健指導機関、治療機関並行政官庁として複雑多岐な業務を管掌することゝなった。

昭和二十三年六月縣下のモデル保健所となり増改築と内容施設の充実を図り今年九月二十五日モデル保健所としての業務を開始し現在に至っている。

三、建物並設備状況

敷地六三五、八坪　庁舎建物二八〇、九坪　附属舎二四坪で庁舎内の室の配置並広さは概ね厚生省指示に基準して居る。（平面図参照）仍玄関、受付カード室、庶務課室、衛生課室、衛生統計室、保健婦室、予防課室、栄養室、歯科室、母子室、結核診療室、X線室、性病診療室、病理学的細菌検査室、衛生試験室、薬品倉庫、講堂、所長室、応接図書室、宿直室、小使室、倉庫に分れ業務遂行

平面見取図

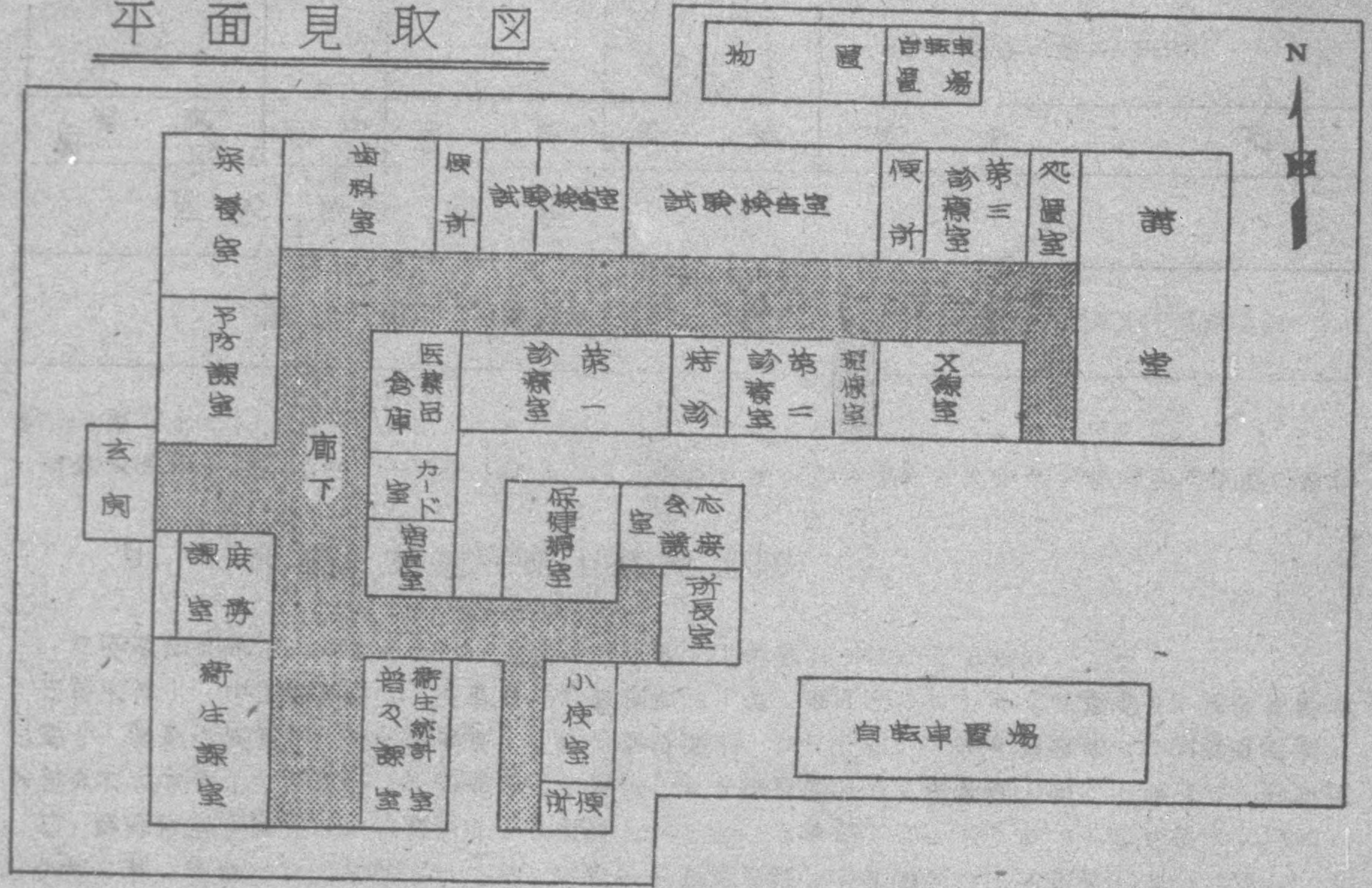
N
物置
自転車置場
栄養室
歯科室
便所
試験検査室
試験検査室
便所
第三診療室
処置室
講堂
予防課室
医療品倉庫
第一診療室
待診
第二診療室
現像室
X線室
廊下
玄関
カード室
宿直室
保健婦室
応接会議室
所長室
庶務課室
衛生課室
衛生統計室
普及課室
小使室
便所
自転車置場

上支障の無い配置と広さを持っている。各室の器具並医療用機械器具も大体整備されている。尚、通信交通機関としては電話三、自転車二十二台、自動車一台、リヤカー二台を備えている。X線室は大装置一、携帯用一、歯科用一である。人工気胸器三具、顕微鏡三基、孵卵器二、電気遠心器二、電気冷蔵庫一、氷用冷蔵庫二、高圧滅菌器一、コッホ釜三、乾熱滅菌器一、血清凝固器一、化学天秤一、P.H測定器一、水質並化学検査器具一式、歯科用ユニット合治療台一、電熱調理台一、身体検査用具一式、消毒用具、母親学級用教材一式等が主なものである

四、保健所機構人員並業務内容

機構及業務分掌は昭和二十四年一月二十八日県訓令第二号保健所処務規程に定められた通りで四課十七係に分かれている。

業務分掌表

（昭和二十五年三月三十一日現在）

課名（課長）	係別	係長	係員	業務内容
所長　技師　須永求馬				
			山中一男 柳原金一	一、公印の管守に関すること

庶務課 主事 （内田国亦）		
庶務	医務	薬務
主事 内田国亦 （兼）	主事 滝野瀬重市	技師 小林時次
吉川昭子 （運転手） 清水錦一郎 （小使） 平山辰次 橋本久太郎 （給仕） 奥山せん 中畝文夫	坂本千代吉	木村　男
二、文書の受発に関すること 三、人事及給与に関すること 四、所務の企画に関すること 五、所の経理に関すること 六、物品の出納及保管に関すること 七、其の他他係の所管に属せざること	一、医療法に関すること 二、優生保護法に関すること 三、はり、きゅう、あんま、マッサージ、及柔道整復術に関すること 四、療術行為の取締に関すること 五、患者の紹介、斡旋、及救護に関すること 六、精神病者監護法に関すること	一、薬事法に関すること 二、医薬品其の他衛生資材に関すること

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

衛生課
（技師 神谷 等）

環境衛生	技師 小林 時次（兼）	廣瀬 才次郎 木村 孫作 阿久津 光永 関口 辰平	一、鼠族、昆虫の駆除に関すること 二、消毒に関すること 三、住宅、上下水道、汚物掃除、其の他環境衛生に関すること 四、旅館、飲食店、理容所、浴場、興行場に関すること
食品・獣疫	技師 神谷 等（兼）	橋本 幸一 大島 毅 石北 久四郎 小原 穂積	一、食品衛生に関すること 二、食中毒に関すること 三、屠畜に関すること 四、狂犬病に関すること
予防防疫	技師 上原 国男（兼）	大木 岐 原島 俊助 坂本 尭	一、急性伝染病の予防に関すること 二、寄生虫及びトラホームの予防に関すること
結核	技師 上原 国男	清水 徳郎 関口 英二 松沢 恒治	一、結核の予防に関すること（予防的治療を含む）

予防課
（技師 上原周男）

性病	技師 石川一夫	五十嵐行雄 野田たい 宮川富一	一、性病の予防に関すること（予防的治療を含む）
母子	技師 中野正	高田きよ	一、母性及び乳幼児保護指導に関すること 二、優性保護法に関すること
口腔衛生	技師 冨田重雄	小林進 高橋シゲ	一、歯科疾患の予防に関すること（予防的治療を含む）
栄養係	技師 佐藤喜久子		一、栄養指導及び栄養調査に関すること
保健婦	技師 金子きく	清水ふかゑ 橋本富枝 石川蔦枝 根岸とよ 遠藤利	一、保健婦、助産婦、看護婦事業に関すること

普及課　技師（新井一夫）

		小沼サト 伏島房子 板原枕子 渡辺らむ	
医療社会	主事　府県昭徳		一、医療保護に関すること 二、社会事業に関すること
衛生統計	技師　新井一夫	金谷邦男 大沢長 小林繁雄	一、衛生上の統計及調査に関すること 二、人口動態統計に関すること
衛生教育	課長（兼）	橋本以	一、衛生思想の普及宣伝及衛生教育に関すること
試験検査	技師　新井一夫	茂木千鶴子 一原原武十郎 遠藤ふじ 対比地康子 桑原とく	一、衛生上の試験検査に関すること 二、調剤及投薬に関すること

院長	係長	係員	業務内容
技師 石川一夫（兼）	主事 内田国次（兼）	高橋一男 中村イク（小使） 黒崎定次郎	性病予防に関すること（入院並に治療）

定員現員表

職名	定員	現員
二級事務吏員	一	—
仝 技術吏員	九	五
三級事務吏員	五	五
仝 技術吏員	一四	一六

職名	定員	現員
雇（事務）	一二	一二
仝（技術）	一六	一五
傭人	二	四
計	五九	五七

進駐軍特別身体検査係

定員	現員	備考
貳	弐	内 一、医師 一、運転手（自動車）

更に右の人々を資格別にすると次の通りである

医師……七　X線技師……一　歯科医師……一　統計技師……一
薬剤師……二　保健婦……一〇　獣医師……一　助産婦……一
食品監視員（獣医二 剤師二）……三　主事……五　環境衛生監視員……三　技術雇員……七
防疫技師……一　事務雇員……一二　検査技師……一　傭人……四

五、業務案内

曜	午前	午後
月	結核、性病、歯科の診療	性病、歯科診療　人工気胸
火	乳幼児、妊産婦の健康相談 性病、歯科の診療	性病、歯科診療
水	結核、性病、歯科診療	仝右
木	乳幼児、妊産婦健康相談 性病、歯科の診療	仝右
金	結核、性病、歯科診療	性病、歯科診療　人工気胸
土	乳幼児、妊産婦健康相談 性病、歯科の診療	

次の事項は毎日行う
急性伝染病予防
栄養の指導
試験及検査
医療社会事業
訪問指導
集団検診
各種許認可業務
環境衛生業務

六、管内の衛生概況

(1) 人口、面積、産業、地勢、並交通状況

本管区域は一市三町九ケ村で人口数一五〇二〇五人（男七二九五三人、女七七二五二人）である・人口密度は一平方粁七四四・九人で群馬県全体の二五三・九人の約三倍の稠密度である。（附表第二市町村別世帯及人口表参照） 世帯数は二七四八五世帯である。人々の従事している職業は附表第三市町村別産業分類表に示すように総数六二八九〇中、農業に従事しているものが四一五二三で六六%を占めて居り次いで製造工業、商業の順序である。

地勢は全面積二〇一、六平方粁。大体平坦地で中部から北部に亘って丘陵地帯がある。平坦地は水田並畑地が大部分を占めている。河川は南部を利根川が東走し、北東部を渡良瀬川が東走し、小河川並用水は多く南へ流れ利根川に注ぎ一部渡良瀬川に灌いでいる。

気候は比較的温和で冬季の最低温度氷点下三度、夏季の最高三六度で晩冬から早春季に亘って風速最大二〇米位の乾燥した季節風のある事が特長である

交通は私鉄東武線が管内の中央を一部は西に走り伊勢崎に、一部は北走して山田郡大間々、桐生に連るのが主な幹線でバス路線は太田市を中心に伊勢崎、熊谷、足利、桐生、尾島に至る。道路は良く発達し而も平坦で自転車で太田から一時間で管内の末端町村迄到達しうる。

(2) 出生、死亡、死産、婚姻、離婚の状況

附表第三、人口動態統計比較表、附表第五月別男女別出生、死亡、死産、婚姻、離婚数表の如く出生率は三三、三二で高率を示している。死亡は一〇、七九で低率を示し自然増加率は二二、五三である。死産は六七、二で少しく高い。

(3) 死因別死亡

附表第四主要疾病死亡率表に示す如く人口千に対して最も多数の死亡数を示しているのは頭蓋内出血で一一、一八、次で全結核の九、七三、老衰の八、九九、下痢腸炎八、六五の順序である。

(4) 急性伝染病の発生並死亡状況

二十四年中の急性の法定伝染病の総発生患者数二〇九人で内六七名の死亡を出している。病類別表は附表第六、及び第七の如くで最も多数の患者を出したのは赤痢並疫痢で両者の患者数は一七八名内六二名の死亡である。次でヂフテリヤで患者数二十名であつた。

(5) 届出伝染病患者の発生状況

二十四年中の届出を要する伝染病患者の発生総数は三五二二名で其の中最も多いのはトラホームの二、四八五名で次では結核で約五〇〇名、死亡は約一六〇名である。肺炎、麻疹、百日咳も相当の発生並流行が見られた。（附表第八、届出伝染病患死者数表参照）尚之等疾病の発生状況を月別に観察すると夫々の疾病に季節性を見出すことができる。（附表第九、月別届出伝染病患死者数表参照）

(6) 結核の状況

二十四年度の結核死亡数は一五九名で男八二、女七五名である。二十三年は一四九名であった。人口万に対する比率は一〇、五で全国平均に比べて甚だしく低い。（附表第十参照）

患者数は（届出あった者）五〇八名で二十三年は三九七名であるから少しく増加の傾向にある。然し死亡数一五九名に対して患者数の五〇八は少しく少なすぎる。届出されない患者が尚相当数あると考えられる。（附表第十一参照）

(7) 性病の状況

二十四年中の届出された性病患者総数は四八六名で前年は四五七名であった。人口万に対しての比率は三〇、三で群馬県の三一、五より少しく高い。病類別、市町別集計表は附表第十二の通りである。年齢階級別に性病患者の発生状況を見ると二〇才乃至二十九才の間に最も多く、一五才——一九才及び六〇才以上にも少数の発生がある。（附表第十三年令別性病患者数表参照）

(8) 乳児の死亡状況

一才未満の乳児の死亡率は公衆保健の示標となるといわれるが二十四年度に於ける状況は出生一、〇〇〇に対して五四、五八で二十三年の四九、三八に比し少しく上昇した。

(9) 医療施設並医療関係者の状況

二十四年度末に於ける医療関係施設の概況は次の通りである。

種別	病院	診療所	隔離病舎	歯科診療所	助産所	薬局
数	二	六二	九	二六	七九	一八

病院二は何れも綜合病院ではない。診療科目は内、外、眼、産婦人科、耳鼻咽喉科、X線科で、病床数は両者を併せ九三床、其の四診療所の病床数八二、合計一七五床で人口一五万余に対しては非常に少い。診療所中大多数は内科系統に属する。医師総数は八十五名で、医師一人当り人口数は一七七八人である。

隔離病舎は凡て市町村立で其の収容可能人員数は約一四〇名である。下二の病舎を除いては一応設備施設は充実している。

(10) 環境衛生状況

管内が平坦地域で其の産業の大部分が農業で農耕地が多い関係から環境の衛生状態は余り良好とはいえない。

上水道の設置は太田市のみで給水人口は一万五千である。他に二ヶ所の簡易水道があるのみで他は凡て井水を使用して居り然も今尚開放ツルベ式のものが相当数存在する。水質は一部丘陵地帯を除いては悪くない。

塵芥処理は一部の市町を除いた村落に於ては集荷処理の方法は採られて居らない。糞尿も市町に於ては集荷して居るがその処理は科学的の方法は行われず肥料として用いられる状況である。

多数の公衆の集合する場所としては学校四十四校、興業場一〇、旅館四十四、公衆浴場二一、理容所一八八、駅九、等である。

(11) 食品衛生状況

管内の食品を取扱う業者数は五七六で二十四年度に於ては各等食品店の食品を通じての伝染病の

発生並中毒事件はなかった。各業者の衛生的設備施設の改善並食品の取扱に不断の監視と指導とを行って居り漸次良好となりつゝある。

七、業務概況

一、庶務課

A．庶務係業務

保健所の運営企画、予算、経理、人事、庶務に従事して居り二十四年度歳出決算（決算は次表の通りである。

保健衛生費決算書（昭和24年度）

科　目	支払予算額	支払命令済額累計	支払予算残額
第七款 保健衛生費	3,179,979.00	2,822,277.60	357,701.40
第一項 保健所費	701,636.00	691,541.45	10,094.55
第一目 需用費	695,313.00	685,222.45	10,091.55
第二目 諸　費	4,323.00	4,320.00	3.00
第三目 営繕費	2,000.00	2,000.00	0.00
第四項 予防対策費	1,797,650.00	1,479,598.10	318,051.90

第四目 性病予防費	1,346,518.00	1,056,462.10	290,055.90	
第九目 進駐軍労務者身体検査費	320,391.00	292,895.00	27,496.00	
第五目 衛生思想普及宣伝費	45,300.00	45,300.00	0.00	
第八目 狂犬病予防費	61,491.00	61,491.00	0.00	
第六目 鼠族昆虫駆除費	13,500.00	13,500.00	0.00	
第七目 理容師検診費	10,450.00	9,950.00	500.00	
第二項 伝染病予防費	96,170.00	86,133.30	10,036.70	
第一目 旅　費	18,476.00	18,476.00	0.00	
第二目 需用費	68,894.00	59,657.30	9,236.70	
第三目 諸　費	8,800.00	8,000.00	800.00	
第三項 結核予防費	192,574.00	189,374.00	3,200.00	
第一目 旅　費	13,194.00	13,194.00	0.00	
第二目 需用費	177,880.00	174,680.00	3,200.00	
第三目 諸　費	1,500.00	1,500.00	0.00	
第六項 衛生諸費	391,949.00	375,630.63	16,318.37	
第六目 人口動態統計調査費	42,535.00	41,795.00	740.00	
第八目 食品衛生監視費	51,002.00	45,419.00	5,538.00	
第十目 母子衛生費	35,250.00	35,154.63	95.37	
第五目 屠畜検査費	76,666.00	76,466.00	200.00	

発生並中毒事件はなかった。各業者の衛生的設備施設の改善並食品の取扱に不断の監督と指導を行って居り漸次良好となりつゝある。

七、業務概況

一、庶務課

A、庶務係業務

保健所の運営企画、予算、経理、人事、庶務に従事して居り二十四年度経費支出（決算は次表の通りである。

保健衛生費決算書　（昭和24年度）

科目	支払予算額	支払命令済額累計	支払予算残額	
第七款 保健衛生費	3,179,979.00	2,822,277.40	357,701.60	
第一項 保健所費	701,636.00	691,541.45	10,094.55	
第一目 需用費	695,313.00	685,221.45	10,091.55	
第二目 諸費	4,323.00	4,320.00	3.00	
第三目 営繕費	2,000.00	2,000.00	0.00	
第四項 予防対策費	1,797,650.00	1,479,598.10	318,051.90	

第四目 性病予防費	1,346,518.00	1,056,462.10	290,055.90	
第九目 進駐軍労務者身体検査費	320,391.00	292,895.00	27,496.00	
第五目 衛生思想啓蒙宣伝費	45,300.00	45,300.00	0.00	
第八目 狂犬病予防費	61,491.00	61,491.00	0.00	
第六目 鼠族昆虫駆除費	13,500.00	13,500.00	0.00	
第七目 理容師検診費	10,450.00	9,950.00	500.00	
第二項 伝染病予防費	96,170.00	86,133.30	10,036.70	
第一目 旅　費	18,476.00	18,476.00	0.00	
第二目 需 用 費	68,894.00	59,657.30	9,236.70	
第三目 諸　　費	8,800.00	8,000.00	800.00	
第三項 結核予防費	192,574.00	189,374.00	3,200.00	
第一目 旅　費	13,194.00	13,194.00	0.00	
第二目 需 用 費	177,880.00	174,680.00	3,200.00	
第三目 諸　　費	1,500.00	1,500.00	0.00	
第六項 衛生 諸費	391,949.00	375,630.63	16,318.37	
第六目 人口動態統計調査費	42,535.00	41,795.00	740.00	
第八目 食品衛生監視費	51,002.00	45,419.00	5,538.00	
第十目 母子衛生費	35,250.00	35,154.63	95.37	
第五目 屠畜検査費	76,666.00	76,466.00	200.00	

第十一目 薬事監視費	5.350.00	5.350.00	0.00	
第十四目 優生保護委員会費	119.400.00	113.400.00	6,000.00	
第九目 衛生統計費	45,046.00	45,046.00	0.00	
第七目 環境衛生監視費	3,000.00	3,000.00	0.00	
第四目 医療監視費	5,000.00	5,000.00	0.00	
第十五目 原皮衛生費	5,000.00	5,000.00	0.00	
第四項第三目 保健婦教養費	3.700.00		3.700.00	

昭和二十四年度歳入決算書

科目	種別	件数	金額	備考
保健所使用料	X線フィルム撮影費	826	289.160.00	
	性病治療費	1171	97.667.34	
	各種試験検査代	5730	181.259.50	
	診察実費	948	182.348.90	
	性病予防上の検診額	138	67.851.82	但し内．街娼検診料（前田病院分）553件 110.600.00
	其の他．	8099	324.469.00	
	以上の外 国保関係	721	227.398.60	

	計	17,633	1,302,303.34	
	新田病院分使用料		109,904.00	
	進駐軍労務者身体検査収益		776,720.00	
免許及許可手数料	医療関係	13	1,300.00	
	薬事関係	2	1,000.00	
	公衆保健関係	218	122,400.00	
	其の他	5	900.00	
	試験手数料	507	50,600.00	
	種畜検査手数料	481	380,720.00	
	證書交付手数料	60	3,950.00	
	登録手数料	10	500.00	
	畜犬注射手数料	3,264	326,400.00	
	優生保護審査委員会審査料	453	135,900.00	
	計		1,023,670.00	
	合　計		2,200,373.34	
	合計（含む新田病院分）		2,310,277.34	
	總　計		3,086,997.34	

B 医務係業務

(1) 医療関係業者の概況

医師	八五名	医業類似行為者	二七名
歯科医師	二七名	助産婦	七九名
柔道整復師	八名	看護婦	二七名
あん摩はりきゅう師	七九名		

管内医療業者の分布状況は大体に於て適当と認められるも看護婦の開業者数少く大部分が病院診療所に勤務して居るため市町村立隔離病舎の看護婦なく伝染病発生の場合に支障を来している。

(2) 医療監視状況

管内には病院二、診療所六二、歯科診療所二六、あって昨年十月より本年三月迄に病院診療所の一般的な監査を行ったところ大体良心的の治療が行われて居るやに見受けられる。構造設備の点で改善を要するもの、医療広告違反、診療録の記載不備、諸報告漏等の違反数件で之等は何れも指摘し、指導を行ったので改善しつゝある。

(3) 優生保護法の取扱状況

昭和二十三年九月本法が公布実施になり当保健所に於ては今年九月二十日太田保健所地区優生保護委員会と銘打って太田病院応接室に委員会を開いた。最初二件の審査を皮切りに二十三年度中四十五件の該当者があった。生活の深刻化に伴ふ経済的理由により申請するもの日に増加の傾向がある。

昭和二十四年上半期の管内出生数は月約四百二、三十名であったが昭和二十五年二月、三月は

月約三百六七十名と約六十名内外減少した。これは本年の性知識向上による避妊方法によるのみでなく人工妊娠中絶手術を希望する者が多く昭和二十四年度中に於ける実施の状況は左表の通りである。

優生保護法第十三條の実施状況

申請理由　月別	法第十三條第一項一号 精神病	〃 精神薄弱	〃 二号 肉体的	〃 経済的	〃 三号	計
四月			二四			二四
五月			三二			三二
六月			二七	一	二	三〇
七月			三一	六		三七
八月			四八	五		五三
九月		一	三四	一	一	三七
十月		三	二八	三	一	三五
十一月	一		二六	一二	二	四一
十二月			二七	一三		四〇
一月			三一	五		三六
二月		一	四五	九	三	五八
三月			四四	六	三	五三
計	一	五	三九六	六一	一二	四七五

C 薬務係業務

この係では市内並管内町村学校等で必要とする薬品並衛生材料等の配給斡旋の仕事と薬事監視業務とで二十四年度配給斡旋したものは次の通りである。

1、駆虫薬剤

イ サントニン

当所患者……………一、一六〇錠

町村取扱適用（各小学校及患者）……………一、〇二〇〃

各小学校児童用として……………一一、八〇〇〃

ロ、海人草

各市町村へ……三一七、七〇〇瓦

二、結核予防用ワクチン類

イ、ツベルクリン液

各学校児童、生徒……二六、四五〇人

当該患者……三一、五〇〇人

ロ、B.C.G

各学校……一五、六〇〇人

三、伝染病予防用各種ワクチン

イ、腸パラワクチン

各市町村へ……二一、八五〇cc

ロ、痘　苗

各市町村へ……六三、八五〇人

ハ、発疹チフス予防用DDT粉末（市街撒布分）……三〇ポンド

四、伝染病予防用石鹸　各市町村へ……二〇〇個

五、水害対策用

イ、浄水錠　各市町村へ……九〇、〇〇〇錠

六、防疫薬剤

イ、D.D.T粉末　各市町村へ……八七五〇ポンド

ロ、　殺剤　各業者……一五〇ガロン　各町村……三、四二〇ガロン

3. 除虫菊乳剤……一、四一五ガロン

4. 進駐軍労務者用

1. 駆虫薬剤サントニン……一、〇〇〇袋
2. 腸パラワクチン……三〇〇cc
3. コレラワクチン……一、〇〇〇人
4. 発疹チフスワクチン……一、三〇〇cc

薬事監視状況

この薬事監視の対象は薬局一八、医薬品販売業四六、病院診療所等で監視件数は一三〇件である。その中法に違反した主なるものは

処方箋保存・調剤行為の否なるもの……一三件
毒薬・劇薬の取扱の不適なるもの……二七件
不良薬品の收去件数……五件

であった。之等の違反行為に対しては法の趣旨を徹底する様指導した外不良品の廃棄、設備の改善修理等を行わせ薬事に基く公衆保健の万全を期した。

2. 保健予防課

この課の業務は狭義の予防医学的業務全般に渉り活動して居る。過去一ヶ年の患者取扱数を表示すると次の如くである。

健康相談件数	
結核	三、五五七（四六二）
性病	六六一（二五七）
歯科	一、一九一（一、一九〇）
妊産婦	五三六（三六七）
乳幼児	九二一（四七九）
其の他	三八〇（二九〇）
計	七、三二五（三、〇九六）

集団検診件数	
結核	~~一〇、三一六（五一五）~~ 一二、六二九（一一）
性病	三、七七四（三三三）
歯科	九、五五六（三、五四四）
妊産婦	六九（四二）
乳幼児	一、一六一（六九）
其の他	四、四五四（一四三）
計	~~一〇、〇六六（一、一一三）~~ 三一、六七三（四、一六一）

治療件数	
人工気胸	一三六〇
性病	二八一六
歯科	一六四〇
寄生虫	八〇
其の他	二〇九
計	五六〇五

（　）内は治療又は指導を要するもの

即ち相談、治療、集団検診件数を総計すると三二、九二五人となる。右のうち、相談並に治療を受けた初診患者総計三、九八五人に就いてその現住所を調査すると次表の如くなる。即ち太田市在住の人々の利用が過半数を占めている。

A 予防防疫係

主たる業務は爆発的に流行し易い急性伝染病の予防撲滅、又結核、性病その他の所掌に属さない伝染病（寄生虫、トラコーマ、癩等）の防遏、治療を施策する。

○急性伝染病防疫

本管内も本県他保健所管内と同じく梅雨期より盛夏にかけての赤痢疫痢発生に対しては毎年腐心するのであるが二十四年度に於ても此の伝染病（チフス、ヂフテリヤ、日本脳炎）の散発的発生に対して赤痢疫痢が太

町村別	患者実数	患者実数に対する比率	人口数	人口に対する患者実数比
太田市	一、一五八	五四、一%	五〇、二八二	四、二%
尾島町	三三一	八、三〃	一二、五七〇	二、六〃
世良田村	六〇	一、五〃	九、四二一	〇、六〃
木崎町	七一	一、七〃	四、七七一	一、四〃
宝泉村	三三一	八、〇〃	一二、七〇七	二、五〃
強戸村	八三	二、〇〃	七、四〇二	一、一〃
生品村	一一五	二、八〃	七、五一八	一、五〃
綿打村	九二	二、三〃	七、二九三	一、二〃
藪塚本町	八三	二、〇〃	八、七〇六	〇、八〃
笠懸村	一二	〇、三〃	八、五六五	〇、一〃
毛里田村	九〇	二、二〃	一〇、二〇一	〇、八〃
矢場川村	二六	〇、六〃	四、七六二	〇、五〃
休泊村	一〇二	二、五〃	六、〇〇七	一、六〃
他郡	三四六	八、六〃	—	
県外	九五	二、三〃	—	
計	三、九八五		一五〇、二〇五	二、六〃

田市の一部、宝泉村に集団的発生をみた。本係は県衛生係、保健所、衛生教育係と連絡し地元医師会の協力の下に感染源の究明、感染経路遮断、検病戸口調査、患家消毒、健康指導を徹底遂行した。

検病調査戸数……………五八三件

患家消毒

直接実施……………五五〇件、

指　導……………二二八件

因みに集団発生状況左の通り

太田市熊野……………患者数　一八

宝泉村……………〃　二六

○予防接種施策

二十三年度制定せられた予防接種法は未だ日浅くこれが徹底は緊急を要するにも拘らず一般衛生思想、特に予防思想の低劣及びたま〳〵発生せる京都市に於けるジフテリヤ予防接種禍等に影響され、出発を挫折せられ今後各般に亘り種々適切なる指導施策を必要とする状況にある。

本県は実施主体たる市町村当局と緊密な連絡をとりつゝ、ワクチンの確保、接種場の増加、接種時期の決定（特に農繁期等との関連）接種技術の適正、を図ると共に衛生教育係をして予防接種の保健的価値を教育せしめると同時に医師会其の他技術団体との円滑協動を施策し最大限に予防接種実施に腐心した。例へば管下市町村に於ける種痘状況は上位は対象住民の八〇——九〇％に達したるも下位に於ては五〇％に達せざる者があった。下位町村に対しては本県直接指導に当り、所内医員、保健婦と協動し追加接種を実施、本管内に於ける平均七〇％に達せしめた。

年間本県直接実施せし予防接種状況左の通り

保健所医員出動延人員　一五

〃　保健婦〃　一八七

接種々類及概数

B・C・G……………四三三名　発疹チフス……一九九〇名（進駐軍労務者のみ）

種　痘……………六四一四名　コ レ ラ……一九〇〇名（〃　）

腸チフス……………一六八〇名

○寄生虫・トラコーマ予防

寄生虫、特に蛔虫の蔓延は此処に贅言を費す要もないが二十四年九月寄生虫予防週間中、米原が直接集団的に調査せし成績を見ると

検便実施人員……三四五〇名　（対象…管内中小学校生徒）
蛔虫卵保有者……二七七八名（約八〇％）

蛔虫の駆除そのものが緊急であるので、海人草・サントニン其の他を斡旋し駆虫を励行せしめると同時に徹底せる寄生虫予防思想を普及せしめている。

斡旋せる駆虫薬品内訳

海人草	三二九、七〇〇瓦	（投与人員四一、二〇〇人）
サントニン	一四、九八〇錠	（〃　七二九五人）

トラコーマの予防に就いては県衛生部・学校医との直接連絡により各地区に指定校を設け予防・治療の指導に当っている。

B　結核係

結核は日本に於ける最も重要な公衆衛生問題の一つである。従って保健所の最大の問題でもある。

我が国に於ては結核死亡が死因の第一位を占め毎年十五万人以上とされ、又患者数は一五〇万人以上と見られている。而も死亡者、患者の大半は一五——三〇才の青年に多いということは莫大なる治療費（年間一五——二〇億円）と共に生産力、人口問題に及ぼす影響に少くないのである。

結核の予防機構は組織的、計画的に遂行されねばならない。保健所結核係は結核予防機構の組織の第一線として活躍している。

○個別患者に対する診断業務

直接保健所へ外来患者として個別に結核健康相談に来所する人々につき、診断、指導業務が当然行われている訳である。結核の診断についてはレントゲン検査、喀痰検査、赤沈検査は云う迄もなくこれを綜合適正に診査する技術は単純なものではない。此処にも組織化された検索技能の発揮が要求されている。

二十四年度結核保健所外来者総数……三、五五七名
結核患者数……四六二名
レントゲン大撮影数……一、三〇〇
レントゲン透視数……三、〇一一（延三、二〇〇）
喀痰検査件数……二七八（内陽性 五五）
赤沈検査件数……一、六三二

○結核集団検診

結核症は初期には殆ど自覚症状がないのである。之がために単に「医者に手を握って貰ったことがない」というだけでは本当の健康かどうか判らない。所謂見かけの健康者に対して集団的に結核発症の有無を検診することは早期治療、予防上重要なことである。結核集団検診においてはツベルクリン反応・B·C·G接種、レントゲン間接撮影（一時間に百人のレントゲン撮影が可能である）等の貴重な方途が完備しているので集団的にも適切なる効果を期待し得るのである。

ツベルクリン反応検査件数（市町村施行を除く）……一、五三四人
ツベルクリン診断液斡旋数……二六、四五〇人分
B·C·G接種件数（市町村施行分を除く）……四三三人
B·C·G斡旋数……一五、六〇〇人分
集団結核集団検査人員……一三、六二九名
レントゲン間接撮影人員……七、五〇八名

精密検査件数……九四名
要療養者……一一名
要監視者……八名
要注意者……二四名
異常所見者……五一名

右集団検診対象内訳
進駐軍労務者、飲食営業者、青年団、学校生徒、理容師、一般

○療養指導、治療、感染源接触者調査

当所外来個別患者、集団検診にて発見せる患者は勿論他病院、医院よりの紹介患者について夫々適切なる療養指導、治療を行っている。結核の療養指導の問題は之又容易ならざるものがあって所謂百人百態であり、各個につき慎重なる指導が必要である。

(イ)自宅療養者

保健婦を訪問せしめて療養指導、教育にあたらせ、保健婦の報告に応じて結核係は適宜指導方針を改変、継続する。

自宅療養者（保健婦訪問による）……五九七名

(ロ)人工気胸施術

一週三回人工気胸適応者に対し施術する

二十四年度人工気胸施術延人員……一三六〇名

(ハ)療養所、病院、医院への斡旋、紹介

医療社会事業係、医務係、保健婦と連絡しながら症状に応じ希望に応じ療養所入所、病院、医院への斡旋紹介の労を之等に買りとっている。

診断により療養所へ入所せるもの	三二名
病院、医院へ紹介せるもの	三一一名

(二)療養所、病院退所者の指導

療養所、病院にて一応症状の軽快好転せるものも自宅に帰つて後尚各自程度に於い、療養を継続しているのであるがこの各個につき療養指導等をする。

(ホ)右各項の患者の周囲には勿論健康者、非健康者も存在する訳であるがこの周囲人の健康状態の監視は患者の療養指導と併行して行われねばならない。保健婦の訪問、病歴調査、家族検診等により周囲よりの感染者は未然に防ぎ或は早期に発見し早期治療の效を奏するのである。

○衛生教育係に結核知識の普及事業

云う迄もなく結核に対する正しい常識が本人及び本人の周囲の人を感染から守り早期発見早期治療の效果を揚る根本になるのである。如何に結核知識の普及が大切であるかは多言を要しない所である。結核係は衛生教育係と協力して特別予防週間中は勿論之が普及事業に没頭している。

週間中の行事

講演会、街頭宣伝（パンフレット、リーフレット、ポスター配付、街頭壁新聞展示）

ツ反、B.C.G接種

其の他

集会学校等への結核知識普及

C.母子衛生係

国民の将来は母と子の健康に負うものが大であると考へる。母性、妊婦、幼児、乳児の健康維持についてあらゆる面から調査検討、擁護指導がなされねばならぬ。母子衛生係の職責も実に此の点にあるのである。

○個別外来者の診断指導業務

妊婦（母性）健康診断
X線胸部検査、梅毒血清診断、栄養指導等
二十四年度妊婦外来指導状況
来所者数……五五六
｛異常なき者……二一三
異常あり者……二四三（要注意者……一六四　要妊娠中絶……一七九）

乳幼児健康診断
栄養指導矯正（身体的・心理的）指導、一般疾病相談
来所人員……九二一
栄養状態　甲…二〇七
乙…六四八
丙…六六
疾病異常……四七九
消化器疾患……一四九
呼吸器〃……二〇二
伝染性〃……二六
先天性梅毒……四
奇型、先天異常……一
其の他……九七

○集団検診業務

市町村衛生係、厚生係等と連繋をとり各市町村部落別に集団検診を行うのであるが現在の欠乳児の栄養指導に重点がおかれている。

姙婦集団検診数……九九（要指導者……四二）
乳児　〃　……一一五八（〃　……一六八）

○母子保健上の教育指導業務

(a)母親教室

姙婦その他一般婦人を対象とし

1 姙娠、分娩、産褥中の注意
2 流早産、死産防止
3 分娩の注意
4 育児法

の各項につき人数を限って（一級二十人以内）一週一回、八回宛、母子保健の根本について実習を多數とり入れて教育する。この母親教育は全国的に系統化されているものでまずモデル保健所助産婦（一県一名）が厚生省にてミス・マチソンを中心とした指導者に教育を受け、自県に帰り各保健所保健婦、一般助産婦に伝達講習し、講習を受けた者は末端指導者となり各保健所、各市町村にて母親教育を開設し実際教育に当るのである。当保健所にて二十四年度中開設した母親教室受講者は

太田市……七三名　笠懸村……六五名　世良田村……一〇〇名
尾島町……二八〇名　強戸村……四〇名　（保健所遠隔の町村には出張開設した）

(b)哺乳、乳児保護（特に人工栄養児）教育

栄養係、保健婦協動の上、パンフレット、リーフレット、紙芝居、幻燈等を利用して個人的、集団的に教育する。特に農村に於ては未だに無関心なるが故の失敗をくり返しているむきが多く見受けられるのでこの業務も益々多方面に亘り頻回に施行されねばならぬであろう。

D 栄養係

(a)結核クリニークに於ける業務

結核係を訪れる個人に就いて必要に応じ栄養指導をする

(b)母子クリニークとの联関業務

母子係を訪れる個人に就いて妊婦栄養、乳児人工栄養、離乳食餌などの直接指導をする

(c)栄養講習会

栄養係独自の立場から保健所にて或は市町村出張にて時節、対象に応じて栄養講座の実習を集団的に指導啓蒙する。高等な理論よりもじかにその風俗に適応した調理技術の改良考案は現下の急務とする。

二十四年度講習会開設回数　一六回（延人員　二七〇九名）

(d)学校給食の指導

学校給食設備が各学校に完備しつゝある。これが施設及献立計画につき衛生課、食品衛生係と連携の上指導の任に当っている。

現管内給食施設する学校数

E 口腔衛生係

歯科疾患は現在全国に於て国民の九十何パーセントが罹患しているという点から見ても最も広汎な普遍的な疾患の一つである。而してこれを予防する為には定期的検診による早期発見と早期治療及び予防的処置等によらなければならない。当係が二十四年度に行った活動の概要は左の通りする。

(1)歯科衛生相談

来所者数の内訳は（延）

乳幼児……………一〇三名
小学生……………一三二名
其の他……………六八二名

計……一、二一七名

内、要注意者七〇名、要治療者一、一三八名もあり、それ〴〵疾患に応じ適切な指導を与え当所にて治療し得るものは治療しそれ以外のものは開業医に紹介する等の方法を採った。

(2)集団検診

小中学校、進駐軍労務者、理容師、幼稚園等の集団に対しては、他の保健所学校歯科医とも連繋して能う限り検診の機会を持つ事に努め検診後は事故処置のリーフレットを発行して指導し特に幼稚園児に対しては弗化ソーダーによる齲蝕の予防を実施した。

検診人員内訳
乳幼児……三二三名　その他……三、六〇三名
小学生……五、五五〇名　計……九、四七六名
（内要注意者二九四名・要治療者九〇五四名）

(3)来所患者の処置及治療

来所者の実数は一、九〇四名、延数は三、五〇〇名で内訳は
予防処置回数……三〇〇、充填歯数……一五七　抜歯数……一八六
齲歯治療数……一、二〇六、歯槽膿漏処置回数……二三四

その他、あまり経済的負担に堪へられぬ者に対しては医療社会事業係と連絡して料金を減免している。

(4)歯科衛生教育

不充分の憾はあったが口腔衛生週間には学童の図画、標語を募集しその展示会を行い、又学童に対する口腔衛生の講演、映画館の場内放送、パンフレット、リーフレットの配布等により衛生教育を行った。

F性病係

新らしい保健所法並びに性病予防法（昭和二十三年九月一日施行）により公衆衛生事業に於ける性病係の職務は一転機を劃した。性病の予防は先づ適正なる診断治療が行われ更にかくれた患者が発見され、治療されるにつれてその率が減少し性病減少と正しい予防知識と相俟って徹底されることは言をまたない。性病係は

性病予防法によって新設された性病診療所（本管内県立新田病院）と同一歩調によってその名実について性病予防に活躍している。

(イ)外来患者の診断治療

検査係の科学的検査と相俟ってより適確なる診断を期し最新の治療法によりこれを措置している。因に昭和二十四年度外来患者（健康相談）延人員一、二〇〇であって内治療実人員四五四名で合延人員二九五〇名に達している。

(ロ)街娼婦に就いて

街娼婦を一瞥すると太田市を中心とする近接農村尾島町、小泉町方面に散在する女は約八〇〇名と推定せられ、この人達は一ヶ所に定住せず転々としているため検診治療には苦心の存する処である。又性病に対する知識は極めて幼稚なるのでこれら予防に徹底を期するため強制検診を命じ病気のあるものに対しては治療命令も行って居る。治療に専念して完治せない事は経済問題である。病気に罹って治療費の無い者には医療係に連絡し其他その適切な措置を講じている。

益々増加しつゝある現状に於て限られた人員をよりよき実績を挙げるため一段の努力を要する。

昭和24年性病検診検挙並治療人員表				
業態別	患者実数	検診延数	治療延人員	検挙数
街娼婦	298	3.629	1.859	1.026
酌婦	28	181	194	
ダンサー	—	491	—	
一般	128	384	897	
計	454	4685	2.950	1.026

(ハ)接触者調査

接触者調査件数一三七件でこれは来院した容疑者を其都度に調査しかくれた患者を早期に発見し検診治療を与

さしめる性病予防上大切な業務の一つである。而しこれを行う場合秘密は深く守られている。

(b)血液集団検診

会社工場事業場進駐軍関係者等集団検診数五三九一名。内陽性者三二二名あり一般の性病予防に対する関心を要望したい。

(c)公衆予防教育

性病の増加は戦後の頽廃的気分と社会全般的にこの種病気に対する観念の希薄によることが多いと思はれるが国民の徳義心に訴へたい。性病が如何に恐ろしいかはポスター、幻燈、映画、座談会等あらゆる機会にこれが宣伝につとめ一度病気にかゝつたらかくさず相談する様指導している。

3 衛生課

A 環境衛生係

(1)市町村関係

環境衛生の改善向上を目途としてその最前線たる市町村自治体に補助衛生監視員の設置を度々慫慂した結果十名の配置及五班の衛生班の設置を見、之等の人員と密接なる連絡の上実施した。

又管内各市町村の清掃駆除班は二三班にて各個人は総て何れかの班に属し班長以下数名の班員を有し衛生関係全般に亘って協力を願った。

a.鼠族駆除

十二月と二月各一週間づゝ管内一斉に駆除週間を設け実施す。管内総て黄燐製剤を用い毒餌については共同製作を推賞しかなりの成績を収めた。その他各市町村の実状に応じ臨時の駆除を行うに当りては随時指導す

環境衛生監視員活動日数（三三）、保健所衛生班活動日数（五）、環境衛生監視箇所数（一一五九）

b.昆虫駆除

夏季昆虫が最も発生にわざわいする事を民衆に知らせる為に努力しつゝ之に重点を置き、且伝染病発生時は民衆の協力を得て指導及駆除の徹底を行う。

年間管内使用薬剤は左の通り

市町村	ＤＤＴ粉末	……八七五〇ポンド
	〃 液剤	……三四二〇ガロン
	除虫菊乳剤	……一四一五ガロン
保健所及び業者	ＤＤＴ粉末	……三六〇ポンド
	〃 液剤	……一〇〇ガロン

越冬昆虫に対しては春秋の清潔法の施行と同時に各家庭のＤＤＴの撒布、堆肥場附近の幼虫の焼却、土の入替等を指導す。又はその発生、及寄生虫の根本的な対策の上から農家の便所溜等は必らず蓋をせしめるよう強力に指導し全村実施の結果良結果をもたらした処もある。蚊については日本脳炎の発生が少なかった関係で二、三の町村のみ重点的に行った。薬剤の使用より持続的、物理的方面に重点を置き発生源をなくすべく指導す。しらみについては各地に発疹チフスが発生した故に最も重点を入れた。駆除予防対策については公衆集合地の幹部及市町村衛生主任等合同会議を二回持ち協力方依頼し実施成績の確認に当る。実施期間は一月より五月までとし太田駅前に二ヶ月間無料ダスティング所を設け平均二十名の撒布人員を出す。又浮浪者、留置場等は随時行った。学童の頭虱については年三回（六・十一・二月）定期として特に小学校に重点を置いて行った結果六月四五％ 十一月三〇％ 二月二〇％まで減少した。三月以降は毎月一回以上各学校自体で行う様指導している。

環境衛生監視員活動延日数（九八） 保健所衛生班活動延日数（一二） 環境衛生監視個所数（三、二八〇）

C. 清潔法施行及一般清掃

毎年の年中行事として軽視されてきた感があり、進歩の色が見えなかったのであるが市町村を督励し何等かの変った型で民衆がその意義をよく理解し熱意をもって行う様努力した結果一部の町村ではあったが清潔の家の表彰という新しい型が生れた。これによって一般人のこの方面の関心は非常にたかまり今後の指導方針としては誠に好結果を来すものと信ずる。これは市町村に於て清潔法施行の際実地に巡回して優良と認められるものを各方面の角度より審査しその優秀なるものを表彰するので当局としてもこれ等に対しては協力し援助してきた。清潔法に対しては公衆衛生の立場より特に日常手入の少い下水溝、堆肥物、床下等に重点を置き指導す。

夏季の清潔保持、伝染病予防、昆虫駆除等に対しては六月より八月迄総力を之に当り補助監視員と協力して各家庭を巡回し指導す。又五月十六日より行はれた清掃美化運動週間には次の日程に基き本運動の趣旨を徹底実践する為街頭宣伝、移動展等を各地で行う。本期間中の行事として前記の清掃駆除班長のうち特に昭和二十三年度に於いて功労のあった三十三名の表彰を行う。

月日	曜	行事	一般に協力を求める事項
五月十六日	水	家庭清掃の日	屋内外の清掃
十七日	木	下水河川清掃の日	浚渫、塵芥投棄防止
十八日	金	道路公園清掃の日	清掃の徹底、塵芥の防止
十九日	土	空地清掃の日	堆積塵芥の処分、塵芥投棄防止
二十日	日	洗濯の日	家庭、寄宿舎等の洗濯の徹底
二十一日	月	公共施設清掃の日	官公衙、学校、劇場、公会堂等の清掃
二十二日	火	鼠、蚊、はえ取りデー	一斉駆除

環境衛生監視員活動延日数（一九四）　保健所衛生班活動延日数（一五）　環境衛生監視個所数（一〇、七九八）

(2) 公共施設

a. 上下水道

上水道……一（給水人口一四、八七〇）　簡易水道……二（給水人口三、一三一）　下水道……なし

上水道に対しては月三回の水質検査を行い同時に水系を巡視して水源の保護に意を用い消毒に対しては特に強力に指導して塩素注入量を常時三ＰＰＭとした。

簡易水道に対しては年間三回の水質検査を行つた。設備不完全の点も多々あるので之が改善に度々勧誘し一の如きは完備の程度まで上達した。又夏季のみクロール石灰注入を指導し実施した。大部分は井戸或はポンプを使用しているが井戸に対しては井戸替を推賞し又根本的問題として井戸側の完全築造と無蓋井戸の絶滅

を期し指導した結果後者に対しては五〇％を上廻る效果が得られた。伝染病発生時及九月の風水害の時には全部落のクロール石灰による消毒を実施す。

下水に対しては重点を停滞のない様にする事に置き衛生班の活動等も都市に於ては概ね完成したが農村では地理的にも不備の点が多いので下水を暗渠とする方法を考へ二、三実施した結果良好と思はれたのでその方法で実施指導した。又蚊虫発生の恐れある場所に対しては除虫菊乳剤を重点に使用した。

　環境衛生監視員活動延日数（九七）　仝上監視個所数（一八〇〇）　保健所衛生班活動延日数（三二）

b．電車・バス・駅

　電車……六　　バス……三〇　　駅……九

主として発疹チフス防疫対策の一環として五月より十一月迄月三回、その他の月は三回清掃及消毒を実施す。駅については特に塵芥処理、便所について公衆の利用価値から推して指導に当った。

車輌についても同様指導してきたが戦后混乱時より見れば数段の進歩があり乗客に満足な結果をもたらしているものと確信する。

　環境衛生監視員活動延日数（四八）　仝上監視個所数（三十二）　保健所衛生班活動延日数（二四）

c．其の他

イ学校　四四校　頭虱駆除に三回の指導（但し女子のみ）便所に対して異議のない様又五月十六日より三十一日迄行われた清潔教育実践期間には学校当局の要望により講演会等を行った。

ロ隔離病舎　九．伝染病伝播動物等の駆除に重点を置き金網張り其の他について随時指導し来った。

ハ墓地其の他　墓地一、二二八、火葬場　五、墓地の様式一、墓地における花立の水が蚊の発生に関係大なるに着眼し之等の溜水の除去を強力に行う。

ニ其の他　公園遊園地等はない。公衆便所は箇数一、總坪三。

(3) 業者

　環境衛生監視員活動延日数（六〇）　保健所衛生班活動延日数（六）　環境衛生監視個所数（一三三）

営業者に対する監察指導に就いては採点制をとり実施に当っては各監視員の個人差をなくするべく規準を定めそれに則って行う。結果として云々する様なデーターは出ていないが半年間の結果から向上してきている事は事実である。施設の施設は概ね法に則って完備されたものが大部分であるので特に重点としてはそれらの施設の維持管理の面で業者の衛生思想を向上させ間接的に一般民衆によびかけ目的に添うべく指導す。管内の之等諸施設の数及分布状況は概ね適当であると思う。

d.理容

理髪所……一三三（昭和二四年度新設八）理髪師二一一名　美容所……四五（昭和二四年度新設一）美容師七二名

理容所に対する指導及び検査の重点は次の通り

一、表示　一、作業場及待合室　一、天井及周壁　一、床　一、自然採光及換気装置　一、洗滌装置　一、照明装置　一、機械器具洗滌殺菌装置　一、器具保管及その管理　一、消毒方法　一、従業員の清潔　一、健康　一、全般清潔整頓、一、位置周囲下水　一、便所手洗

右の重点により九月より三月迄の採点結果は次の通りで漸次向上の傾向を示し効果良好なるものと思う。

種別　平均点数　月別	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月
理髪	48	50	51	54	55	55	56
美容	37	39	40	40	42	44	50

採点制実施後店舗の改造、改築を行いたる者十三名

昭和二十四年度理容師法第九条による検診結果

種別	人員数	受診者数	結核	トラホーム	皮膚疾患	其の他
理髪師	二一一	二〇二		疑トラ 六		
美容師	六〇	五八				

受診者は従業員を含む。トラホーム患者に対しては治療命令を発し治療せしむ

無免許又は無届業者は昨年度十三あったがよく法の主旨を納得せしめ自発的に不正営業を止める様指導す。

環境衛生監視員活動延日数（日八）　環境衛生監視個所数（二〇一二）

b、公衆浴場　浴場数二一（昭和二四年度新設二）

公衆浴場に対する指導方針の要点は左の通り

一、表示　一、下足棚の整備清掃・一、脱衣場便所の整備清掃　一、流し場上り湯カランの状況　一、浴槽壁底及釜の清掃　一、浴場の清浄度　一、浴槽内の湯の状況　一、排水溝及び焚灰の処置整備清掃　一、従業員の健康　一、法規の遵守

尚公衆浴場の観点より発疹チフス防疫対策の一環としてＤＤＴ撒布については特に力を入れ毎月三回以上行う様指導す。十一月より三月まで検査成績は次の通りで概ね良好で向上してきたものと思われる。

十一月	十二月	一月	二月	三月
60	64	65	66	68

環境衛生監視員活動延日数（二四）　保健所衛生班活動延日数（一二）　環境衛生監視個所数（五二八）

c、旅館及興行場

規模が大なる故に改善が非常に困難な為め目立ち易くないので指導に難点のある施設であるが施設の数が少いので維持管理及び消毒等に重点を置き指導す。共に一月より採点制を実施してきたので確たるデーターは出ていない。

（旅館）一、表示　一、屋外の整備清掃　一、玄関廊下の整備清掃　一、客室の整備清掃　一、寝具の員数及清潔　一、便所及洗面所の整備清掃　一、非常口の整備　一、調理場の整備清掃　一、従業員の清潔並に検診　一、法規の遵守

（興行場）一、採光換気　一、喫煙室及休憩室　一、便所及手洗所　一、廊下通路及場内外の清掃　一、衛生設備　一、燈火及補助燈火の利用　一、場内に於ける観客の指導状況　一、従業員の健康、一、法規の遵守　一、ＤＤＴ撒布状況

旅館数四四・興行場数一〇（内二四年度新設一）。仮設興行回数二六（内許可書を正式に受けた興業三）

仮設興業に対しては前記監視重点の外特に舞台の施設及便所について意を用う。

環境衛生監視員活動延日数（四八）　保健所衛生班活動延日数（二四）　環境衛生監視個所数（一二七三）

B 食品衛生・獣疫係

a.食品衛生監視の方針

飲食物に起因する衛生上の危害を未然に防止し公衆衛生の向上及び増進に寄与するを目的とする食品衛生法に基き食品関係業者の監視指導を行い営業者を通じて一般大衆の衛生的観念の啓蒙普及に努め安心して飲食のできる明るい社会の実現を目標に監視指導を実施している。

b.食品衛生監視の方法

(イ)管内の食品衛生監視の対象となる業種及びその施設数は次の通りである。（昭二五年三月末日現在）

1.飲食店営業……一五四
2.喫茶店営業……一二八
3.生菓子製造業……八〇
4.氷菓子製造業……二九
5.氷雪販売業……八
6.清涼飲料水製造業……一
7.パン製造所……六
8.醤油製造所……四
9.酒類製造所……六
10.豆腐製造所……二二
11.製粉精米所……一一三
12.学校給食施設……二九

(ロ)食品関係業者の監視指導の方法としては厚生大臣の指定せる営業に対しては採点制を採用し監視採点指導を実施している。監視採点に用いる採点票は食品衛生法、同施行規則、同県細則に基き業種別に作成して使用している。又此の採点制と共に営業者の施設及び食品の外観的検査のみに留まらず随時食品の化学的細菌学的検査を行い其の成績を発表し業者に対しては監視指導上の科学的資料に又一般大衆に対しては衛生的観念の啓蒙普及の資料として監視指導を実施している。

(ハ)食品衛生監視数は次の通りである

1.飲食店営業……八三五
2.喫茶店営業……五一六
3.氷菓子製造業……二一九
5.清涼飲料水製造業……二
6.パン製造所……六〇
7.生菓子製造及菓子販売店……一〇二
8.佃煮製造所……一〇
9.製粉精米所……一四
10.味噌醤油製造所……五
11.酒類製造所……一四
12.学校給食施設……五六
計……一八六五

C 監視指導を実施した営業施設状況

(1) 飲食店営業

旅館（四四）　外食券食堂（一四）　飲食店（八〇）　料理店（八）　すし屋・仕出し屋（八）

旅館、外食券食堂の施設に就いては昭和二十四年六月十五日迄に、又料理店、飲食店、すし屋等については飲食営業緊急措置令により休業中の処四月末日を以て失効となり開合の都合に不完全さあった施設を施設基準に適合する様改善を命じ改善に対しては援助指導を実施し尚之等の営業に対しては採点票を用い監視採点を行い施設の向上に努めた。

監視採点結果は次の通り

旅　館　昭和二十四年三月平均点数……四〇点
　　　　昭和二十五年三月平均点数……五六点

飲食店料理店外食券食堂すし屋等
　　昭和二十四年五月平均点数……四一点
　　昭和二十五年三月平均点数……五七点

(2) 喫茶店営業　（一三五　内削氷営業のみ六九）

右営業の施設については旅館と同様昭和二十四年六月十五日迄に施設基準に適合する様に施設の全面的改善を実施し援助指導を行う。採点票を用い監視採点を実施し施設の向上に努める。監視採点結果は次の通りである。

昭和二十四年三月平均点数……三八点
昭和二十五年三月　〃　……五〇点

尚削氷営業に対しては同営業が喫茶店営業に含まれたので営業の新規営業に対しては施設基準に適合する様指導を実施したので施設良好である。

(3) 氷菓子製造業　（二九）

右営業に就いては旅館喫茶店営業と同様に昭和二十四年六月十五日迄に施設基準に適合する様に全面的改善を援助指導し施設に対しては採点票により監視採点を実施すると共に製品の細菌学的検査を行い向

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

造所のみに止まらず小売人の携帯箱についても路上検査を実施す。監視採点結果は次の通りである。

昭和二十四年六月平均点数……五四点
仝　八月平均点数……五八点

(4) パン・生菓子製造所

右営業所の施設についても全製造所が不完全なる為他の営業と同様に全面的に改善を実施すると共に採点票を用い監視採点を実施し施設の向上に努め其の結果は次の通りである。

昭和二十四年三月平均点数……四一点
仝　五月平均点数……五九点

(5) 清涼飲料水製造業

右営業の製造所の施設は昭和二十五年三月に新設せられたので施設基準に適合する様に未然に指導を実施したのでその施設は良好である。

(6) 学校給食施設

学校給食施設については昭和二十四年五月に全給食施設に対して一斉検査を実施し不完全箇所の監視指導を実施しその至急改善を学校当局及び市町村長に指示し施設の完備に努め其の後随時監視指導を行い最近ではその施設も他の施設と同様向上し良好となった。

(7) 菓子販売店其の他食品関係業者

右営業に対しては随時監視を行い其の不完全箇所を指導し改善に努め其の施設も向上しつゝある。尚添加物不良品検査、不良食器検査、不良着色料を用いた食品に対する検査等随時実施し飲食物に起因する危害を未然に防止する。又食品関係業者の健康診断を七月に実施した。実施人員はX線九二七、検便一、〇一五人で其の結果は次の如くである。

X線検査所見あった者　要注意者五名。　検便検査虫卵保有者　五八〇名。　仝上保菌者　なし。

(8) 牛乳搾取並びに処理業者

イ、牛乳搾取処理場の衛生監視採点前の状況

牛乳搾取並びに処理場は昭和八年十月三十一日内務省令第三十七号を以て牛乳営業取締規則が公布になり昭和九年五月一日より実施せられ凡ての施設が完備したのであるが戦争による被害と終戦後の物資不足等により施設改善も意の如くならず相当荒廃せられたまゝとなり指導者たる獣医師も当時警察署詰のみの一名にて屠畜検査や牛乳検査、食肉販売店舗の検査、各種家畜伝染病予防事務等に追われ搾取場、処理場等の巡視指導は殆んど行われて居らなかった状態である。

ロ、牛乳搾取処理場の採点制実施状況

昭和二十二年九月五日法律第百一号をもつて保健所法が公布せられ衛生行政の全面的改革が行われ衛生行政は警察より保健所に移管され人員の充実と共に逐次指導方面も軌道に乗り業者の認識も深まり改善に努力する様になつたのであるが戦前に比しその設備は甚だ不完全であつた。

然るにG.H.Qよりディクソン大佐が来縣せられて各保健所の食品衛生監視員を召集され全国統一せる衛生視察採点票により指導を行い各保健所食品衛生監視員はこれに基き縣下統一せる衛生視察採点票を用い毎月一回採点を実施した。

ハ、衛生視察採点票実施後の成績状況

其の後に於ては毎月一回巡視採点を実施し不完全な設備の改善、牛乳及び容器量器の完全消毒その他清潔保持等につき指導せる結果昭和二十三年の平均点数五十点弱より昭和二十四年に於ては逐次上昇して十二月末日に於ける平均点数六十五点強となり其の成績は漸次向上しつゝある。

ニ、伝染病に対する予防処置

伝染病予防対策として昭和二十四年三月、二日、三日、四日の三日間に亘り全業者並びに従業者に対しレントゲンによる結核検査、トラホーム検査、糞便検査（寄生虫検査、保菌者検索）等を実施し合格者には健康証明書を渡し採点票と共に場内見易き場所に掲示せしめた。

(9) 生鮮魚介店舗

イ、店舗改善前の状況

生鮮魚介店舗は従来よりの慣習で何等衛生施設もなく店頭に陳列し或は切り売り等をなし冬季に於ては塵埃

に汚染し夏季に於ては蝿昆虫が密集し悪臭を立てたり時に業者がうちわ等にて追払う程度で食品の汚染甚だしく一般民衆の非衛生の目標となっており附近まで悪臭と蝿に多大の迷惑を被っていた状態である。

ロ店舗改善までの状況

昭和二十五年より全面的に採点制が実施され毎月一回巡視し不備の点及び清潔保持等につき逐次指導を行い改善に努め稍々軌道にのりつゝありたる折、昭和二十四年五月関東民事部より六月十五日迄に店舗の施設改善をする様期限付の指示を受け当所に於ては五月二十日業者全員を召集し七月十五日迄に全面的に施設の改善をするよう命じ厳重なる採点制を実施することを説明しその間逐次巡視指導を行いたる結果期間までに完了したるもの約七割、八月末日迄には全業者一一九軒の店舗全部の改善を完了した。

ハ店舗改善後の採点成績状況

其の後引続き毎月一回巡視し尚不備の点につき指導と衛生思想の普及とに努めたる結果改善前に於ける平均点数四十五点より改善と同時に急角に上昇し平均六十点強となり今後は清潔保持と取扱につき尚一層研究するよう指導しつゝある。

ニ伝染病に対する予防処置

伝染病予防対策として昭和二十四年三月二日、三日、四日の三日間に亘り全業者並に従業員に対しレントゲンによる結核の検査、トラホームの検査、糞便による保菌者検索及寄生虫検査を実施し合格者には各自に健康証明書を渡し採点票と共に店舗の見易き場所に掲示させる事にした。

(10)食肉店舗に於ける施設の改善状況

昭和二十三年より食品衛生法が施行せられそれに基き県條令が公布され食品衛生法の施設基準に適合する様施設の改善を昭和二十四年六月十五日迄に命じた。尚全面的に採点制が実施せられるに及び毎月一回各店舗の衛生状態を巡視し設備の不完全なる点及び清潔保持等につき逐次指導したる結果昭和二四年三月末現在に於ける平均点数四九点なるも昭和二五年三月末現在に於ては平均点数六三点に上昇した。今後は場内の清潔保持及食品販品原料衛生に重点を置き衛生的観念の普及に努める様指導する。

(11)屠場設備の改善状況

一、改善前に於ける指示した具体的事項

イ、普通屠房の内面及前方外周の部分を全部白ペンキ塗りとすること

ロ、場内の清潔保持について特に注意した

ハ、汚水溝及び汚水溜及汚物溜に厳重なる覆蓋を設けること

ニ、牛馬豚羊の剥皮台及全内臓受台、内臓処理台、屠場出入口の踏込み等の設備をする事

ホ、普通屠房前面出入口の戸の修理（以前には上げ下し戸を開閉戸に変更）

ヘ、屠場周囲のトタン塀の修理

ト、羊豚繋留所の柵の破損箇所修理

チ、屠場内に給湯設備を設けること

二、改善された具体的状況

衛生上の見地から以上の如く指示し指示事項全部完了した。尚指示せるロの事項については小使をして屠畜の都度場内の清掃に当らしむる外食肉営業者に於ても之れに協力し毎月一定の日を定め大掃除を施行すると同時に保健所の協力を得て蝿の駆除及消毒を励行する事とした。

乳肉関係業態別施設数は次の通りである

牛乳処理業	一〇	屠場	一	へい獣化製場	一
牛乳搾取業（専業）	一〇	魚介類販売業	一一九	へい獣取扱場	四
（農家搾乳）	一二八	魚肉煉製所	一		
食肉販売業	二九	魚介卸市場	一		

乳肉衛生監視数は次表の如くである。

乳肉衛生監視数

（種別）	（昭和二十四年）
屠畜検査頭数	三四八八
屠畜検査場延度数	一六六
切迫屠畜検査頭数	一五
仝検査場延度数	二二
牛乳検査回数	九三
化製場検査回数	七
魚介類市場検査回数	二〇七
仝販売店舗検査回数	九一一
水産加工品製造場検査回数	三三
獣肉製品製造場検査回数	一
食肉販売店舗検査回数	一七八
牛乳搾取所検査回数	二七八
牛乳処理場検査回数	一一三
狂犬病予防注射施行頭数	三七二三
計	九二八七

屠畜中禁止廃棄（内臓を含む）の数及病名

普通屠畜	肝蛭寄生によるもの	二五
	異物性肺炎による肺廃棄	八
	創傷性心嚢炎による心臓廃棄	三
	スパ寄生によるもの	三一五
	肺炎並によるもの	一三二
	肺ウ血によるもの	七六
	難産に依る子宮廃棄	二
	子宮脱による子宮廃棄	二
	小計	五六三
切迫屠畜	不慮の災害による負傷	一一
	急性鼓張症	一三
	難産	一
	小計	二五
合計		五八八

(12) 狂犬病予防

イ 畜犬及び野犬の調査

本病予防に就いては先づ畜犬及び野犬の現在数を調査する必要があるので市町村に依頼し昭和二十三年十二月二十一日現在に於ける畜犬及び野犬の頭数調査を行いたるに一市三郡十二ヶ町村に於ける畜犬二、一九三頭無届畜犬八二三頭、野犬見込頭数五〇頭合計三、〇六六頭あることが判明した。

ロ 無届畜犬及び野犬の処置

昭和二十四年三月二十二日より今月二十八日迄七日間県下一円の畜犬に対し群馬県告示を以て繋留を命じその期間に捕獲人夫延二八名を雇上げ無届畜犬及び野犬の整理を実施した。其の結果畜犬頭数増加し三、五九七

頭となり其の後六月二十七日より七月三日までの七日間縣下一円に亘り畜犬整理強調週間が実施せられ期間中再三整理を行い其の直後調査の結果全畜犬数は三、九四〇頭となつた。

ハ、狂犬病予防注射の実施

昭和二十四年九月五日より第一回計画による予防注射を実施し尚漏れたるものに対し第二回計画を樹て、十二月二十六日迄実施するにその成績次の通りである。

飼養頭数……四、一八一頭　注射頭数……三、七二三頭　未注射頭数……四五八頭　施行率……八九%

ニ、狂犬病発生状況

昭和二十四年八月二十日突然管内宝泉村に狂犬一頭発生し六名の被咬傷者あり直に撲殺し系統調査するも野犬にて正確なる事は判明しなかつた。その他の発生及被害状況は次の如くである。

発生月日	発生頭数	畜類	種類	性	毛色	年齢	転帰月日	被咬傷者数	摘要
八月二十日	一頭	野犬	雑種	牡	茶白毛	一才	八月二十日撲殺	六名	予防注射十八回実施済
十月二十五日	一頭	畜犬	〃	牝	茶毛	二才	十月二十六日斃死	五名	異常なし
十一月二十一日	一頭	〃	〃	牡	茶黒毛	一才	十一月二十三日〃	一名	〃
十二月二十七日	一頭	〃	〃	〃	白黒毛	〃	十二月二十七日殺	なし	〃

計四頭

(ホ)恐水病患者発生状況

昭和二十四年中における管内の恐水病発生患者数は三名にして何れも咬傷程度軽きため医師の手当も受けず届出もせず従つて予防注射も実施せざるもので発生患者次の如くである。

発病月日	死亡月日	男女別	年令	職業	摘要
十一月十三日	十一月十五日	男	七才	無	予防注射未済
十二月十四日	十一月十七日	男	七才	〃	仝
十二月十七日	十二月十九日	女	十才	児童	仝

計　三名

4 普及課業務

A 衛生教育

a.方針と概要

衛生思想の普及向上は各種公衆衛生事業の基礎をなすと同時に夫等業務の成否を決定する重要な仕事である故にこれが全面且凡ての保健所業務に先行しなければならないと同時に現段階に於ては凡ての業務が衛生教育的実施でなければならない。

二十四年度に於てはその主たる教育対象項目を次のものに重点を置いた。

保健所業務の利用宣伝・急性伝染病特に経口伝染病の予防・予防接種法の徹底・寄生虫の予防・狂犬病の予防・結核・性病の予防・産児調節

b.教育対象

町村衛生担任者、養護教諭、保健婦、衛生班員等中間指導者並に実務担当者に対しては講習会の形式を採り、婦人会青年会員其の他団体に対しては講演会、映画会等を主とし一般大衆に対しては街頭宣伝、展示会等、児童生徒に対しては幻燈器を通じて社会科教材指導等の方法によった。

c.開催種別、回数、会合人員は次表の通りであった。

種別	回数	会合人員	種別	回数	会合人員
講習会	一六	三一五人	展示会	三九	一〇〇九八人
講演会及映画会	三〇	三七三九四人	街頭討論会	三	一三〇五人
			合計		四九一一二人

d.主なる週間

種別	期間	種別	期間
保健所業務内週間	二四、三、三〇—四、五	伝染病予防週間	二四、四、一二—四、一八

全国病院文化運動週間	二四、五、一七—五、二三	寄生虫予防週間	二四、九、二一—九、二七
口腔衛生週間	〃 六、二二—六、八	結核予防週間	〃 一一、一〇—一一、一六
伝染病予防週間	〃 八、二—八、八	狂犬病予防週間	二五、三、八—三、一四
性病予防週間	〃 九、二—九、八	予防接種普及週間	〃 三、二四—三、三〇
たべものの週間	〃 九、一二—九、一八	（主として腸パラ・痘瘡について）	

e.配付した衛生シリーズ

イ.衛生教育シリーズの種類及発行部数

1.伝染病予防特集号（No1）……二〇〇部
2.病気予防（夏休）特集号（No2）……二〇〇部
3.寄生虫の話（No3）……一〇〇〇部
4.歯の愛護（No4）……二〇〇部
（合計……三〇〇〇部）
5.偏食はどうしていけないか（No5）……二〇〇部
6.流行性感冒（No6）……二〇〇部
7.母、乳山羊の対策（No7）……四〇〇部
8.伝染病はどうして発病するか（No8）……四〇〇部

ロ「ヘルス」一号より五号まで発行　発行部数　三二〇〇部

f.其の他配付した印刷物の種類と枚数

イ.リーフレット

1.結核は治るし防げる……五〇〇〇枚
2.保健所をもっと利用しましょう……一〇〇〇〃
3.歯の愛護……一〇〇〃
4.性病のはなし……一〇〇〇〃
5.寄生虫予防……六〇〇〃
6.性病はどうして予防するか……二〇〇〇〃
7.口腔衛生……五〇〇枚
8.妊婦の心得……二〇〇〇〃
9.家庭と結核予防……一〇〇〇〃
10.結核の正体……二〇〇〃
11.保健所案内……一五〇〇〃

ロ.パンフレット

1.結核予防週間……二〇〇枚
2.ツ反応について……三〇〇〃
3.乳児健康表……三,〇〇〇〃
4.幼児衛生表……五〇〇枚
5.妊婦の栞……一,〇〇〇〃
6.育児の栞……三,〇〇〇〃
7.健康ノート……二,〇〇〇部

ハ.ポスター
1.寄生虫病予防……三六〇枚
2.結核予防……六〇〇〃
3.ハエの駆除……三五〇〃
4.狂犬病の予防……九〇〇枚
5.性病予防週間……五〇〇〃
6.全国美化運動週間……一〇〇〃
7.たべものの週間……八〇〇枚

ニ.移動展用ポスター
1.性病予防一〇枚一組
2.結核の話一〇枚一組
3.たべものの話一〇枚一組

8.衛生教育用教材並資材
イ.幻燈機……一台
(スライドの種類)
1.保健の常識
2.やさしい歯の科学
3.吉田村日記
4.結核は結核菌
5.おなかの虫
6.蚊の話
7.寄生虫ちゃん
8.手
9.性病とは何か
10.トム公失敗の巻(蝿)
11.親ごころ(腸チフス)
12.結核講解篇
13.小児のために(ヂフテリヤ)
14.受胎調節の話
15.結核撲滅(予防篇)

ロ.紙芝居
1.犯人は誰か(赤痢予防)
2.守れ子供(〃　)
3.或る細菌の一生(結核予防)
4.田園教育
5.町の大掃(発疹チフス)
6.よい子になった春子ちゃん
7.雨にも負けず
8.三台の自転車
9.お祭わっしょい

ハ.その他
街頭放送用のマイクレコード一式完備す

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

B保健婦事業

a.所内

クリニック

1所内に母子相談・結核相談・性病相談・歯科相談の四室とす。歯科相談に看護婦一名、性病相談に看護婦一名保健婦一名、結核相談に保健婦四名、母子相談に保健婦四名とす。

2各種クリニックに主任保健婦を配置する

例へば性病、結核、母子相談に各一人宛とする。そして担当したクリニックに対しては責任を全うするものとする。他に職員保健婦が主任保健婦と協力勤務するものとす。職員保健婦には綜合的保健婦事業を行う建前からいつて同じ経験をつませて置かなくてはならないので各クリニックの担当も同一場所に三ー四ヶ月で交代させる様にしている。尚一つのクリニックの内部に於ける役目の分担も一週間内において、交代させる。

3クリニックに来た事例の相談指導の準備に当る為に一人の保健婦は責任を持つものとする。この保健婦は事例の家族に亘る迄の情報と社会歴病歴をとる。

4医師の診察に続き保健婦は凡ての事例又は小児の事例の場合にはその両親に指導相談を行うものとする。保健婦は医師の所見とその指示について事例に説明し相談をする。若し事例が将来の必要あるときはその予定の日時をつたえる。事例がよく了解し医師の指示をよく守り実施する方法をのみこむことができるように指導する。之等の指導をしている間に保健婦はその事例について更にその先きの指導が家庭に於て行われなくてはならないか否かを判断しその必要のある場合は訪問する。其の他の集団検診、接客業婦の定期検診等保健所業務の為に協力する。

b.所内

1.地区の仕事

保健婦はその担当するクリニックの開かれない時は受持地区に於て仕事をする。各保健婦には受持区域を配当する。この保健婦は地区内に於ける看護事業については責任をもつものとする。

2 家庭訪問

(イ)要訪問

保健所に於けるクリニックでの診断の結果訪問指導の必要を医師から指示のあったもので多くの場合要療養者及要注意者とす。保健所にて与えた指示通り実行されているか否かを訪問によって監督し指導するわけである。

結核に於ける場合＝家族人及看護者に病気についての教育・患者に対する療養上の注意（隔離療養日常衣の始末）・看護者に対し看護上の注意（食器寝具及類使用物件の処理、衣の消毒、保養について）

尚一般開業医より届出られたるものを訪問する。── 結核及伝染病

(ロ)小児の場合

家庭に於ける第一子・結核家族の場合・早産児異常児

小児は非常に伝染病に罹り易いし又精神的肉体的に大々の健康を築く基礎のときであるから左のことにつき強調する。

㈠両親に規則的な健診を受けさせる様にすゝめる　㈡実演によって家庭に於ける病児の看護についてその簡単な指導（沐浴、検温、洗腸）　㈢罹り易い疾病の予防、予防注射による予防教育　㈣異常障碍の発見

㈤子供の適当な保養について　㈥健康生活への良習慣

(ハ)性病の場合

治療を中止せる患者

C 伝染病予防指導をしなければならない

予防可能なる疾病については極力予防をしなければならない。例へば個人衛生、一般衛生、予防注射等地区内に於ては全面的に協力している（次頁参照）

患者は誰から、何によって感染したか、そして誰に感染させる可能性があるかを調査し接触者は潜伏期間内は監視している。

予防接種を行うに当り何故するか・何故しなければならないかを広く理解し納得させる目的にて地区に於て、

保健婦は訪問又は幻燈を用いて協力を求めた。

d 学校衛生に協力

地区内の仕事の一部として学校衛生に協力し養護教諭の居ない学校に於ては入学及進学期の身体検査を援助し虚弱者の発見につとめ学校及学童の家庭に適切なる保健指導が行われなければならない。由を理解させる様に援助したいと思う。又養護教諭のある場合は保健所事業をよく理解させ学童の集団検診等については保健所で便宜を与える様にし又寄生虫検査の場合等にも次表の如く援動せり。

e 母親学級に協力

助産婦による母親学級運営についてもその一分野を担当し協力せり

家庭訪問件数

結核	五九七	乳児	一九二
性病	一一六	幼児	四四
妊産婦	七二	其の他	二〇六
		計	一二二七

市町村援助

市町村	腸パラ	痘瘡	B.C.G	ヂフテリヤ
太田市	七	二二	三九	一四
藪塚本町	一七	五	二	
笠懸村	四	三		
宝泉村		八		
尾島町	一六	一三	四〇	
毛里田村	二			
綿打村	一			
矢場川村	一			
強戸村	一	二		
生品村	三			三
木崎町	四			
計	五三	五三	八二	一七

進駐軍関係予防接種		
腸パラ	一一	合計
コレラ	一二	
発疹チフス	一二	
種痘	四	三九

学校援助
　ツベルクリン注射及判定検BCG接種……三
　寄生虫検査……三
衛生教育
　紙芝居及幻燈……五
　母親教室に協力……五

C 医療社会事業

保健所の医療社会事業は保健所の業務中の一つの新らしい分野で患者の家庭事情や社会的経済的事情中困難な條件を排除してやり病気の恢復を援助する仕事で昭和二十四年度中に取扱った状況は次の如くである。

病類別患者面接数　結核患者……四六二　性病患者……二五二　其の他患者……七九

紹介者別病類別数

保健所
- クリニック
  - 結核　四九
  - 性病　六六
  - 其の他　八
- 保健婦
  - 結核　五
  - 其の他　二

民生委員
- 結核　一二
- 性病　三
- 其の他　一六

其の他（自発的）
- 結核　三四
- 性病　一〇
- 其の他　二四

処理の方法

所内面接……六〇七　家庭訪問に依る面接……一八六　通信及文書に依る処理……一七五

処理状況

(1) 面接相談及家庭訪問に依り使用料減免せるもの（延数）……八八六

(2) 生活困窮者として生活保護法適用方斡旋せるもの……六三

要保護者は従来の生活、医療、助産、生業、葬祭の五扶助に新に住宅教育の二扶助が追加して最低限度の生活保証が拡充強化せられた事及ケースワーカーとしての有給民生委員の登場せる事は欣快に耐えない。

(3) 利用権を持ち乍ら利用しない人に対して社会保険の適用斡旋せるもの……三二

(4) 関係施設との連絡……三一三

主治医、結核療養所、病院、市町村、児童相談所、等々夫々の施設との連絡交渉である。就中結核療養所は収容能力不足と云う極めて困難なる情勢下にあり時に三ケ月乃至半年の待機を要するが如きは緊急拡充強化すべき事と信ずる。

(5) 患者家族及関係者に検診を勧奨したもの……二九六

(6) 継続治療を勧めたもの……五七

(7) 生活調査及指導其の他……六九八

(8) 結核療養所入所斡旋したもの……三二

(9) 児童福祉法に依る収容斡旋……四

アプレゲールの社会状態は健全なるべき児童の身心発達にも悪影響を及ぼし児童の放浪性（原因は家庭不和が多い）果ては性病（十四才）に罹患して治療するに金なく喰うに飯なき人々に対し治療も結構だが然し本人が自覚更生しない限り時間と薬品と労力及び経済の浪費であると思考するので夫々収容を斡旋した。

個人を対象とした小さい仕事ではあるが保健所の扱い手で何の心配なく療養されている人々。或はパンパン世界を脱却して今織姫の正業に精励しているケースを想定するとき仕事の意義を感ずる一方社会一般に

本事業に対する無理解を慨嘆せざるを得ない。

昨日の農村インフレは今日の恐慌時代出現となり彼の女は職業化しつゝあり社会は経済的に思想的に推移しつゝ疾病中特に結核、性病は全国至る処に跋扈せる状態、悩める人々の為に此等の疾病を単なる医師の治療にのみ放任せず政治的に社会事業的に救済援助すべきである。新聞紙上に現はるゝ病苦の一家心中或は性病治療費に困る悩みなどは医療社会事業が周知徹底されるならば「一寸待て、医療社会事業員に打明けて」ということになるので此の宣弘報活動の不充分を是認する。然しこの新らしい必要欠くべからざる分野が全国モデル保健所、国立療養所病院の一部及日赤病院位にしか創設されていないという現状では実に情ない。更に各保健所に医療社会事業の専任を配置して民衆の要望に応へ健康文化建設に寄与せられん事を望む。

尚当管内市町村の生活保護法適用世帯並人員は次表の如くで総人口の一、七一%が該当者である。

市町村名	生活保護世帯数	保護人員	人口に対する%
太田市	二四五	八三九	一、六四
尾島町	六一	二〇〇	一、五三
木崎町	二二	七七	一、六五
宝泉村	一七五	四八四	三、八八
生品村	三二	一〇四	一、三九
世良田村	六〇	一七一	一、七二
笠懸村	三五	一一一	一、三二
強戸村	二四	八三	一、一四
毛里田村	二八	、九七	〇、九六
矢場川村	三一	九七	三、一〇
休泊村	二七	八三	一、四七
藪塚本町	五二	二二二	三、五八
綿打村	三八	一四二	三、〇〇
計	八三〇	二、六一〇	一、七一

D 細菌検査業務

細菌検査業務は細菌学的検査、血清学的検査と臨床病理の三種を行っている。本業務の成績は次表の通りである。

昭和２４年細菌検査事業成績表

（ ）内は依頼数

試験種別		陽性	陰性	計
細菌学的検査	腸チフス	1 (1)	119 (119)	120 (120)
	パラチフス	2 (2)	288 (288)	290 (290)
	赤痢	12 (12)	1937 (1033)	1949 (1045)
	結核菌	55 (1)	223 (2)	278 (3)
	淋菌	412 (1)	2968 (3)	3380 (4)
	寄生虫	2341 (1932)	7081 (833)	9422 (2765)
	ヂフテリヤ	2 (0)	15 (0)	17 (0)
	流脳	4 (0)	4 (0)	8 (0)
	その他	34 (2)	627 (3)	661 (5)
	計	2863 (1961)	13262 (2281)	16125 (4232)
血清学的検査	梅毒反応	322 (62)	4969 (834)	5291 (896)
	ヴィダール反応	0 (1)	10 (8)	10 (9)
	計	322 (63)	4979 (842)	5301 (905)
臨床病理試験	赤血球沈降速度			1632 (0)

蛋　　白	98 (0)	229 (11)	327 (11)
糖	12 (0)	30 (0)	42 (0)
潜　　血	24 (0)	16 (0)	40 (0)
	134 (0)	275 (11)	2041 (11)
合　　計	3319 (2024)	18516 (3323)	23467 (5148)

昭和２４年度衛生試験事業成績表 ( )内は依頼

試験種別		適	不適	計
	水質試験	313 (5)	366 (3)	679 (8)
	食品試験	135 (4)	87 (1)	222 (5)
内訳	食器上絵試験	12	36	48
	たくあん色素	6	32	38
	食紅	4	2	6
	アルコール	6 (2)	2	8 (2)
	食酢	2 (2)	0	2 (2)
	でんぶ	0	14	14
	肝油	0	1 (1)	1 (1)
	牛乳	105	0	105

附表第一

市町村別世帯及人口

（昭23.8.1現在）

市町村名	面積	世帯數	人口			人口密度
			總數	男	女	
太田市	方粁 42.52	10,038	50,282	24,405	25,877	1,182.5
尾島町	12.05	2.371	12.570	6,007	6,563	1,043.2
木崎町	6.71	841	4.771	2.344	2.427	710.1
藪塚本町	20.30	1.548	8.706	4.268	4.438	428.8
世良田村	13.99	1.548	9.421	4.625	4.796	673.4
宝泉村	14.42	2.384	12,707	6.131	6,576	881.2
強戸村	13.42	1.333	7.402	3,552	3.850	551.6
生品村	16.95	1.252	7.518	3.648	3.870	443.5
綿打村	14.51	1.206	7.293	3.469	3.824	502.6
笠懸村	18.49	1.407	8.565	4.176	4.386	464.7
毛里田村	12.26	1.732	10,201	5.025	5.176	627.4
矢場川村	6.79	806	4.762	2,330	2.432	701.3
休泊村	9.22	1.019	6,007	2.970	3,037	651.5
全管	201.62	27.485	150,205	72.953	77.252	744.9
群馬縣	6.335.91	296.385	1.608.894	782.422	821.472	253.9

C 修練方法日程

第一週即ち十月十七日から二十二日迄左表の如く講義を主として公衆衛生並保健婦業務の概説を行い、第二週以後は大体三班に編成し予防課業務、衛生課業務、普及課業務の実習を行った。

十月十七日(月) 開講式、衛生行政、衛生統計、結核予防
　十八日(火) 疫学衛生総論、衛生統計、衛生教育、急性呼吸器伝染病予防
　十九日(水) 環境衛生各論、食品衛生、口腔衛生
　二十日(木) 昆虫媒介伝染病、産業衛生、薬学、防疫、性病予防
二十一日(金) 医療行政、消化器伝染病、学校衛生、栄養
二十二日(土) 母子衛生、社会保険

二、保健婦修練状況

(1) 臨地訓練

四月十五日から一ヶ月間五名の保健婦講習生に対し次の如き日程をもつて訓練を行った。

(臨地訓練日程表)

週別＼クリニック別	母子	結核	性病	伝染病隔離看護
第一週 15－23	A	B	C	D
第二週 25－30	D	A	B	C
第三週 2－8	C	D	A	B
第四週 9－14	B	C	D	A

家庭訪問件数及び看護実際に就いて
患者を楽にさせる方法、全身清拭、洗髪、沐浴 伝染病患者家庭隔離方法について
T.B 妊婦 指導訪問 一回 再訪問 二回
乳児 学童 〃 〃
性病 〃 〃 以上妊産婦訪問各一回ずつ行う
集団検診及び学校看護婦との連絡 T.B 勤務者は気胸介補をなす

尚十二月二十三日から一ケ月の一名の講習生に対しては次の日程表に從って行った。

（一名）

一二、二三	結核相談	訪問鞄の取扱方法について
二七	母子相談	母親学級について 調乳法（オイルキャンテクニック）について
昭和二十五年 一、六	結核相談	全身清拭
一〇	母子相談	乳兒家庭訪問
一三	性病相談	結核患者家庭訪問
一七	性病相談	性病患者所内指導
二〇	歯科相談	性病患家訪問
二四	試験検査室	

(2)群馬県保健婦養成講習生所内見学並指導

養成講習生四十五名は三班に分れ各一週間宛十月十五日から当所を見学した。其の日程表は次の通りである。

（午前）

日別／クラス別	結核	母子	試室	性病	歯科	栄養室	備考
月	1,2		3	4	5	6	午後 反胸
火		1,2	6	5	4	3	
水	3,4		2	6	1	5	午後 反胸
木		5,6	1	2	3	4	
金	5,6		4	3	2	1	午後 反胸
土		3,4	5	1	6	2	

第一班　自一〇月一五日　至一〇月二〇日　二二名
第二班　自一〇月二二日　至一〇月二九日　二三名

（午後）

月	入所式後保健所機構及業務について……	所長
火	レントゲン撮影操作及現像定着について……	関口
水	飲料水検査について……	小林
木	B・C・G接種について……	上原
金	衛生教育幻燈機取扱方及紙芝居指人形について……	鈴木 金子
土	離乳食及幼児食についての実習……	佐藤

E

実地修練状況

一、医師の実地修練

(1)第四回実地修練

a期間　昭和二十四年七月一日より仝月三十日迄

b修練生　八名

c修練方法日程

概ね午前中は実習を主とし各クリニック、食品監視、環境衛生監視、防疫業務、衛生統計、試験検査業務衛生教育等に夫々一、二名宛配置し各主任係員が主として指導した。

午後は次表の日程表に従って講義討論研究を行った

七月一日(金)　衛生行政
四日(月)　衛生教育保健所事業
五日(火)　衛生統計
六日(水)　衛生統計
七日(木)　疫学、海港検疫、防疫総論
八日(金)　性病予防
十一日(月)　急性消化器伝染病予防
十二日(火)　急性呼吸器伝染病予防
十三日(水)　昆虫媒介伝染病予防
十四日(木)　環境衛生総論
十五日(金)　仝　各論

七月十八日(月)　学校衛生　体力測定
十九日(火)　口腔衛生
二十日(水)　産業衛生
二十一日(木)　食品衛生(獣肉牛乳)
二十二日(金)　仝　(飲食物)
二十五日(月)　医療行政、医療社会事業
二十六日(火)　栄養
二十七日(水)　社会保障
二十八日(木)
二十九日(金)　}集団検診　デスカッション

(2)第五回実地修練

a期間　昭和二十四年十月十七日より十一月十六日迄

b修練生　十四名

附表第二

市町村別産業大分類表

（昭22.10.1 現在）

産業大分類別 ＼ 市町村別	太田市	尾島町	木崎町	藪塚本町	世良田村	宝泉村	強戸村	生品村	綿打村	笠懸村	毛里田村	矢場川村	休泊村	計
農業	8.361	3,033	1.340	3.106	3.601	3.008	2.475	3.127	3.242	3.124	3.232	1.780	2.094	41.523
林業	15	10	-	8	1	2	2	8	-	14	3	-	-	63
水産業	-	4	1	5	1	8	-	-	1	1	-	-	-	21
鉱業	6	19	11	23	19	8	7	1	-	17	6	5	1	123
建設工業（土木建築）	897	176	39	88	61	122	55	67	51	48	123	48	43	1.818
製造工業	4.013	775	328	281	615	750	407	258	171	344	600	256	248	9.046
ガス業、電気業及水道業	112	12	5	4	10	10	4	4		6	8	5	21	201
商業	1.540	308	91	99	126	259	137	102	75	60	147	92	69	3.105
金融業	83	8	6	2	7	10	6	1	2	4	11	3	8	151
運輸通信業	475	61	45	53	30	58	46	39	16	67	51	27	29	997
サービス業	587	103	23	78	33	79	50	16	13	13	36	7	19	1.057
自由業	646	137	49	47	92	163	12	92	72	69	98	28	56	1.611
公務及団体	498	77	41	90	69	87	65	67	71	78	93	45	37	1.318
其他の産業	1.025	324	29	6	24	257	-	30	4	5	2	21	129	1.856
計	18,258	5,047	2,008	3.890	4.689	4.821	3.316	3.812	3.718	3.850	4.410	2.317	2.754	62.890

附表第三

人口動態統計比較表

	出生率	死亡率	死産率	乳児死亡率	結婚率	離婚率
全国 (23)	三三、六	一二、〇	五〇、五	六一、五	一二、〇	〇、九
群馬県 (〃)	三二、六	一一、五	五六、九	五四、六	一一、二	〇、九
管内 (〃)	三四、三	一〇、七	四二、六	四九、三	一〇、四	〇、七
〃 (24)	三二、三	一〇、七	六七、二	五四、五	九、〇	〇、七

附表第四

主要疾病死亡率

	全結核	頭蓋内血管損傷	下痢腸炎	老衰	肺炎	不慮の傷害	胃、十二指腸潰瘍	先天性弱質	赤痢
全国 (23)	一八一、一	一一八、三	一〇四、七	八四、〇	六六、六	四九、三	二五、九	一九、二	六、六
群馬県 (23)	一四四、八	一二九、八	一〇二、六	六九、一	七六、八	四五、八	二九、〇	一七、〇	八、〇
管内 (24)	九七、三	一一二、〇	八六、六	九〇、〇	八六、六	四〇、〇	三八、六	一四、二	四、六

附表第五

月別.男女別.出生.死亡.死産.婚姻

種別 月別	出生数(人口1000につき)				死亡者数（人口 1000につき）								死産			
					一才未満				全死亡（人口1000につき）				死			
	男	女	計	率	男	女	計	率	男	女	計	率	男	女	不詳	計
1 月	312	266	578	38.48	16	14	30	52,63	73	63	136	9,05	8	14		22
2 月	220	203	423	28,16	14	18	32	75,80	83	59	142	9,45	17	17	1	35
3 月	204	212	416	27,69	17	16	33	78,94	82	68	150	9,90	18	12	3	33
4 月	214	213	427	28,42	13	18	31	73,63	72	70	142	9,45	15	14	2	31
5 月	243	207	450	29,95	8	8	16	35.55	57	57	114	7.58	16	18		34
6 月	201	189	390	25,95	12	11	23	60,52	69	58	117	7.78	15	10	2	27
7 月	190	184	374	24.89	8	4	12	31.57	91	94	185	12,31	15	15	1	31
8 月	191	213	404	26,89	10	5	15	37.31	81	75	156	10,85	13	13	1	27
9 月	206	167	373	24.83	8	9	17	45,57	73	70	143	9.52	10	11	1	22
10 月	177	166	343	22.83	5	4	9	27.01	53	60	113	7.52	21	14	1	31
11 月	176	127	303	20,17	13	7	20	66,00	53	52	105	6.99	13	10	1	24
12 月	192	182	374	24.89	16	11	27	72.18	70	76	146	9.82	14	14		28
計	2526	2329	4855	32.32	140	125	265	54.58	847	802	1649	10,79	175	162	13	350

女別．出生．死亡．死産．婚姻．离婚数

（昭和24年）

数（人口1000につき）					死産数（出産1000につき）										婚姻数（人口1,000につき）		离婚数（人口1000につき）	
婚	全死亡（人口1000につき）				死産					人工妊娠中絶					計	率	計	率
率	男	女	計	率	男	女	不詳	計	率	男	女	不詳	計	率				
52,63	73	63	136	9,05	8	14		22	37.16						170	1,13	9	0,04
75,80	83	59	142	9,45	17	17	1	35	76,58						189	1,25	13	0,08
78,94	82	68	150	9,90	18	12	3	33	73.17						150	0,99	14	0,09
73,63	72	70	142	9,45	15	14	2	31	67.68						167	1,11	10	0,06
35.55	57	57	114	7.58	16	18		34	70.24						134	0,89	10	0,06
60,52	69	58	117	7.78	15	10	2	27	66.33						70	0,46	6	0,03
31.57	91	94	185	12,31	15	15	1	31	75.42						58	0,38	4	0,02
37.31	81	75	156	10,85	13	13	1	27	12.93						80	0,53	11	0,07
45,57	73	70	143	9.52	10	11	1	22	55,69						72	0,47	7	0,04
27.01	53	60	113	7.52	21	14	1	31	97.56						102	0,67	11	0,07
66,00	53	52	105	6.99	13	10	1	24	73.39						82	0,54	5	0,03
72.18	70	76	146	9,82	14	14		28	71.61						127	0,84	11	0,07
54.58	847	802	1649	10,79	175	162	13	350	67.24						1401	0,93	111	0,73

附表第六

昭和24年　法定伝染病患死者数（市町村別）　昭23.8.1常住人口

病名別 患死別 人口 市町村別		コレラ		赤痢		疫痢		腸チフス		パラチフス		痘瘡		発疹チフス		猩紅熱		ジフテリア		流行性脳脊髄膜炎		ペスト		日本脳炎		計		人口一万対発生率	人口一万対死亡率	致命率
		患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死			
太田市	50,283			68	16	17	12			1								11	1	2				5		104	29	20,6	5,9	28,8
尾島町	12,570			3	1	2	2	1																		6	3	0,4	0,2	50,0
木崎町	4,771																	1								1		2,0	0	0
藪塚本町	8,706					4	4											1	1							5	5	5,7	5,7	10,0
世良田村	9,421			8	1	7	4											1								16	5	16,9	5,1	31,1
宝泉村	13,767			26	5	6	3												1							32	9	25,1	7,0	28,2
強戸村	7,402			6		1	1									1		1	1							9	2	12,1	2,7	22,2
生品村	7,518			9		3	3																			12	3	15,9	3,9	25,0
綿打村	7,293			4	1	4	4																	1	1	9	6	12,3	8,2	66,6
笠懸村	8,565			1																						1		1,1	0	0
毛里田村	10,201			3	1	3	2											2								8	3	7,8	2,9	37,5
矢場川村	4,762			1		2	2																			3	2			66,6
休泊村	6,007																	3								3			0	0
全管	150,205			129	25	49	37	1	0	1	0					1	0	20	4	2	0			6	1	209	67	13,9	4,4	32,0
人口一万対	発生率			8,5		3,2		0,0		0,0						0,0		1,3		0,1				0,3		13,9				
人口一万対	死亡率			1,6		2,4		0,0		0						0		0,2		0				0,0		4,4				
致命率				19,3		75,5		0		0						0		20,0		0				16,6		32,0				
前年実数				11	2	5	5	4								7	1	32	2					13	5	72	15			
人口一万対	発生率			0,7		0,3		0,2								0,4		2,1						0,8		4,7				
人口一万対	死亡率			0,1		0,3		0								0,0		0,1						0,3		0,9				
致命率				18,1		100		0								14,2		6,2						38,4		20,8				
群馬県	1,608,894			1041	104	458	296	56	10	31	2					79		211	31	20	9			22	5	1918	457	11,9	2,7	23,8
人口一万対	発生率			6,4		2,8		0,3		0,1						0,4		1,3		0,1				0,1		11,9				
人口一万対	死亡率			0,6		1,8		0,0		0,0								0,1		0,0				0,0		2,7				
致命率				9,9		64,8		17,8		6,4						0		14,6		45,0				22,7		23,8				

附表第七

昭和24年 法定伝染病患死者数（月別）

病名別／患死別／月別	コレラ		赤痢		疫痢		腸チフス		パラチフス		痘瘡		発疹チフス		猩紅熱		流行性脳脊髄膜炎		ペスト		日本脳炎		ヂフテリア		計	
	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死
1 月																										
2 月																							4		4	
3 月																	2						5	1	7	1
4 月																							1		1	
5 月																							1		1	
6 月			23	3	4	4	1																		28	7
7 月			38	8	15	13			1																54	21
8 月			37	6	16	11									1						1		1		56	17
9 月			11	3	9	5															4	1	3		27	9
10 月			14	3	5	3															1		1	1	21	7
11 月			2	1		1																	2		4	2
12 月			4	1																			2	2	6	3
計			129	25	49	37	1		1						1		2				6	1	20	4	209	67
前年			11	2	5	5	4								7	1					13	5	32	2	72	15

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

附表第八

届出伝染病患死者数

年次別 区分 患死別 病種別		昭和23年 太田保健所管内	昭和23年 群馬県全体	昭和24年 太田保健所管内	昭和24年 群馬県全体
初発マラリヤ	患	0	0	0	2
	死	0	0	0	0
再発マラリヤ	患	1	16	0	8
	死	0	0	0	1
麻疹	患	7	420	125	2955
	死	0	1	19	235
百日咳	患	117	1796	153	2965
	死	6	27	18	231
流行性感冒	患	0	34	37	76
	死	0	3	1	12
急性灰白脊髄炎	患	0	5	4	50
	死	0	1	0	5
破傷風	患	7	53	8	72
	死	2	14	4	51
肺炎	患	189	2268	198	4061
	死	19	269	132	1584
産褥熱	患	2	16	0	20
	死	0	0	0	3
狂犬病	患	0	0	3	6
	死	0	0	2	5
呼吸器の結核	患	374	3322	412	4756
	死	111	491	120	1408
その他の結核	患	15	868	96	1448
	死	38	127	39	480
癩	患	2	96	0	152
	死	0	5	0	11
トラコーマ	患	135	3719	2485	10524
	死	0	0	0	0
伝染性下痢症	患	0	29	1	20
	死	0	0	0	1
計	患	849	12642	3522	27115
	死	69	938	335	4027

附表第九　昭和24年

届出伝染病患死者数　（月別）

病名別 月別 患死別	初発マラリヤ		再発マラリヤ		痲疹		百日咳		流行性感冒		急性灰白髄炎		破傷風		肺炎		産褥熱		狂犬病		呼吸器の結核		その他の結核		癩		トラコーマ		伝染性下痢症		計	
	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死	患	死
1月							16	1	4						32	14					16	8	1	1			14				83	24
2月							8	3	1	1					20	19					18	9	4				11				62	32
3月								1	15				1	1	16	22					25	10	3	2			335				395	36
4月					2		8	1	17				1	1	6	16					34	10	3	4			23				94	32
5月					19	5	14	2					1		9	9					28	12	10	6			556				637	34
6月					35	3	13	2							14	7					31	11	15	13			1401		1		1510	26
7月					40	5	9	1							9	8					52	13	8	4			26				144	31
8月					6	3	15	2							7	9					43	6	17	7			29				117	27
9月					3	2	13	3					2		5	8					30	16	4	4			17				74	33
10月					4		9				3		1	1	20	6					64	11	11	3			35				147	21
11月					8	1	19				1		1		8	5			1	1	23	7	9	3			11				81	17
12月					8		29	2					1	1	52	9			2	1	48	7	11	2			27				178	22
計					125	19	153	18	37	1	4		8	4	198	132			3	2	412	120	96	39			2485		1		3522	335
前年	1				7		117	6					7	2	189	19	2				374	111	15	38	2		135				849	69

附表第十　年齢階級別全結核死者数

昭23.8.1常住人口

年齢階級別	男女別	年齢階級別人口		昭23年（数）		昭24年（数）		昭23年人口一万対（率）	昭24年人口一万対（率）
0-4	男	8,326	16,344	4	10	3	7	6.1	4.2
	女	8,018		6		4			
5-9	男	9,146	19,050	1	3		3	1.5	1.5
	女	9,904		2		3			
10-14	男	8,919	17,685		4	2	2	2.2	1.1
	女	8,766		4					
15-19	男	7,928	15,583	1	11	2	11	7.0	7.0
	女	7,655		10		9			
20-24	男	6,418	13,576	14	29	15	33	21.3	24.3
	女	7,128		15		18			
25-29	男	4,930	11,101	12	26	13	23	23.4	20.7
	女	6,171		24		10			
30-34	男	4,796	10,327	15	25	10	15	24.2	14.3
	女	5,531		10		5			
35-39	男	4,694	9,630	6	9	14	23	8.3	23.8
	女	4,936		3		9			
40-44	男	3,858	7,827	11	16	7	10	20.4	12.7
	女	3,969		5		3			
45-49	男	3,379	6,867	3	5	6	13	7.2	18.9
	女	3,488		2		7			
50-54	男	3,083	6,003	1	3	2	6	4.9	8.9
	女	2,920		2		4			
55-59	男	2,331	4,787	1	3	1	3	4.2	4.2
	女	2,456		2		2			
60-64	男	1,880	4,096		1	3	3	2.4	7.3
	女	2,216		1					
65-69	男	1,474	3,322	1	2	2	4	6.0	12.0
	女	1,848		1		2			

附表第十一　年齢階級別全結核患者数

昭23.8.1常住人口

年齢階級別	男女別	年齢階級別人口		昭23年（数）		昭24年（数）		昭23年人口一万対（率）	昭24年人口一万対（率）
0-4	男	8,326	16,344	5	10	4	10	6.1	6.1
	女	8,018		5		6			
5-9	男	9,146	19,050	7	13	6	15	6.8	7.8
	女	9,904		6		9			
10-14	男	8,919	17,685	3	9	12	19	5.0	10.7
	女	8,766		6		7			
15-19	男	7,928	15,583	17	34	15	33	21.8	21.1
	女	7,655		17		18			
20-24	男	6,418	13,576	36	91	47	110	67.0	81.0
	女	7,128		55		63			
25-29	男	4,930	11,101	42	74	51	105	66.6	84.5
	女	6,171		32		54			
30-34	男	4,796	10,327	23	45	33	63	43.5	61.0
	女	5,531		22		30			
35-39	男	4,694	9,630	24	34	33	51	35.3	52.9
	女	4,936		10		18			
40-44	男	3,858	7,827	18	33	18	28	42.1	35.7
	女	3,969		15		10			
45-49	男	3,379	6,867	12	21	12	30	30.5	43.6
	女	3,488		9		18			
50-54	男	3,083	6,003	3	10	12	20	16.6	33.3
	女	2,920		7		8			
55-59	男	2,331	4,787	5	10	5	10	20.8	20.8
	女	2,456		5		5			
60-64	男	1,880	4,096	6	8		4	17.5	9.7
	女	2,216		2		4			
65-69	男	1,474	3,322	1	2	5	7	6.0	21.0
	女	1,848		1		2			
70	男	947	[illegible]			2	3	[illegible]	[illegible]

級別	別	率／人口		数		数		率	率
0-4	男	8,326	16,344	10	5	10	4	6.1	6.1
	女	8,018			5		6		
5-9	男	9,146	19,050	13	7	15	6	6.8	7.8
	女	9,904			6		9		
10-14	男	8,919	17,685	9	3	19	12	5.0	10.7
	女	8,766			6		7		
15-19	男	7,928	15,583	34	17	33	15	21.8	21.1
	女	7,655			17		18		
20-24	男	6,418	13,576	91	36	110	47	67.0	81.0
	女	7,128			55		63		
25-29	男	4,930	11,101	74	42	105	51	66.6	84.5
	女	6,171			32		54		
30-34	男	4,796	10,327	45	23	63	33	43.5	61.0
	女	5,531			22		30		
35-39	男	4,694	9,630	34	24	51	33	35.3	52.9
	女	4,936			10		18		
40-44	男	3,858	7,827	33	18	28	18	42.1	35.7
	女	3,969			15		10		
45-49	男	3,379	6,867	21	12	30	12	30.5	43.6
	女	3,488			9		18		
50-54	男	3,083	6,003	10	3	20	12	16.6	33.3
	女	2,920			7		8		
55-59	男	2,331	4787	10	5	10	5	20.8	20.8
	女	2,456			5		5		
60-64	男	1,880	4,096	8	6	4		17.5	9.7
	女	2,216			2		4		
65-69	男	1,474	3,322	2	1	7	5	6.0	21.0
	女	1,848			1		2		
70-74	男	947	2,169	1		3	2	4.6	13.8
	女	1,222			1		1		
75-79	男	503	1,105	2	2			18.0	
	女	602							
80以上	男	311	773						
	女	422							
年齢不詳	男								
	女								
計	男	72,953	150,205	397	204	508	255	26.4	33.4
	女	77,252			193		253		

級別	別	率／人口		数		数		率	率
0-4	男	8,326	16,344	10	4	7	3	6.1	4.2
	女	8,018			6		4		
5-9	男	9,146	19,050	3	1	3		1.5	1.5
	女	9904			2		3		
10-14	男	8,719	17,685	4		2	2	2.2	1.1
	女	8,766			4				
15-19	男	7,928	15,583	11	1	11	2	7.0	7.0
	女	7,655			10		9		
20-24	男	6,418	13,576	29	14	33	15	21.3	24.3
	女	7,128			15		18		
25-29	男	4930	11,101	26	12	23	13	23.4	20.7
	女	6,171			24		10		
30-34	男	4,796	10,327	25	15	15	10	24.2	14.3
	女	5,531			10		5		
35-39	男	4,694	9,630	9	6	23	14	8.3	23.8
	女	4936			3		9		
40-44	男	3,858	7,827	16	11	10	7	20.4	12.7
	女	3,969			5		3		
45-49	男	3,379	6,867	5	3	13	6	7.2	18.9
	女	3,488			2		7		
50-54	男	3,083	6,003	3	1	6	2	4.9	8.9
	女	2,920			2		4		
55-59	男	2,331	4787	3	1	3	1	4.2	4.2
	女	2,456			2		2		
60-64	男	1,880	4,096	1		3	3	2.4	7.3
	女	2,216			1				
65-69	男	1,474	3,322	2	1	4	2	6.0	12.0
	女	1,848			1		2		
70-74	男	947	2,169	2	2	3	2	9.2	13.8
	女	1,222					1		
75-79	男	503	1,105						
	女	602							
80以上	男	311	773						
	女	422							
年齢不詳	男								
	女								
計	男	72,953	150,205	149	72	159	82	9.9	10.5
	女	77,252			77		75		

附表第十二

性病患者発生数（市町村別）

昭和24年

昭24.8.1 常住人口

市町村別 ＼ 病名別 男女別	人口	梅毒 男	梅毒 女	淋病 男	淋病 女	軟性下疳 男	軟性下疳 女	鼠蹊淋巴肉芽腫症 男	鼠蹊淋巴肉芽腫症 女	計 男	計 女	總数	人口一万対発生率
太田市	50,283	42	76	62	112	12	6			116	194	310	20,6
尾島町	12,590	1	10	1	11					2	21	23	1,5
木崎町	4771	6	1	6	1	2				14	2	16	1,0
藪塚本町	8,706	5	1	2	1	3				10	2	12	0,7
世良田村	9,421	1	6	8	1	1				10	7	17	1,1
宝泉村	12,707	7	8	9	6	1	1			17	15	32	2,1
強戸村	7,402	4	2	4	1					8	3	11	0,7
生品村	7,518	2	7	7	1					9	8	17	1,1
綿打村	7,293	6	1	2	2		1			8	4	12	0,7
笠懸村	8,565	2	2	2						4	2	6	0,3
毛里田村	10,201	7	2	6	1		1			13	4	17	1,1
矢場川村	4,762	2	1	1						3	1	4	0,2
休泊村	6,007	2		4	3					6	3	9	0,5
全管	150,205	87	117	114	140	19	9			220	266	486	32,3
人口一万対発生率		5,7	7,7	7,5	9,3	1,2	0,5			14,6	17,7	32,3	
前年実数		99	91	127	118	15	7			241	216	457	30,4
人口一万対発生率		6,5	6,0	8,4	7,8	0,8	0,4			16,0	14,3	30,4	
群馬縣	1,608,894	1349	1386	1078	1006	131	120	4	3	2562	2515	5077	31,5
人口一万対発生率		8,3	8,6	6,7	6,2	0,8	0,7	0,0	0,0	15,9	15,6	31,5	

附表第十三 年齢階級別性病患者数

昭23.8.1常住人口

年令階級別	男女別	年令階級別人口		年次別患者数・率					
				昭24年(数)		昭24年(数)		昭23年人口一万対(率)	昭24年人口一万対(率)
0-4	男	8,326	16,344	1	3	3	8	1.8	4.8
	女	8,018		2		5			
5-9	男	9,146	19,050		1		1	0.5	0.5
	女	9,904		1		1			
10-14	男	8,918	17,685						
	女	8,766							
15-19	男	7,928	15,583	10	25	10	44	16.0	28.2
	女	7,655		15		34			
20-24	男	6,448	13,576	74	166	54	168	122.2	123.7
	女	7,128		92		114			
25-29	男	4,930	11,101	55	108	62	114	97.2	102.6
	女	6,171		53		52			
30-34	男	4,796	10,327	39	67	29	70	64.8	67.7
	女	5,531		28		41			
35-39	男	4,694	9,630	19	40	26	43	41.5	44.6
	女	4,936		21		17			
40-44	男	3,853	7,827	9	20	12	18	25.5	22.9
	女	3,969		11		6			
45-49	男	3,379	6,867	5	8	6	8	11.6	11.6
	女	3,488		3		2			
50-54	男	3,083	6,003	6	10	5	7	16.6	11.6
	女	2,920		4		2			
55-59	男	2,331	4,787	4	4	3	3	7.3	6.2
	女	2,456							
60-64	男	1,880	4,096	3	5	2	2	12.2	4.8
	女	2,216		2					
65-69	男	1,474	3,322						
	女	1,848							

年齢階級別	男女別	人口	率	年（数）		年（数）		年 万対（率）	年 万対（率）
0-4	男	8.326	16.344	1	3	3	8	1.8	4.8
	女	8,018		2		5			
5-9	男	9,146	19,050		1		1	0.5	0.5
	女	9,904		1		1			
10-14	男	8,918	17,685						
	女	8,766							
15-19	男	7,928	15,583	10	25	10	44	16.0	28.2
	女	7,655		15		34			
20-24	男	6,448	13,576	74	166	54	168	122.2	123.7
	女	7,128		92		114			
25-29	男	4,930	11,101	55	108	62	114	97.2	102.6
	女	6,171		53		52			
30-34	男	4,796	10,327	39	67	29	70	64.8	67.7
	女	5,531		28		41			
35-39	男	4,694	9,630	19	40	26	43	41.5	44.6
	女	4,936		21		17			
40-44	男	3,853	7,827	9	20	12	18	25.5	22.9
	女	3,969		11		6			
45-49	男	3,379	6,867	5	8	6	8	11.6	11.6
	女	3,488		3		2			
50-54	男	3,083	6,003	6	10	5	7	16.6	11.6
	女	2,920		4		2			
55-59	男	2,331	4,787	4	4	3	3	7.3	6.2
	女	2,456							
60-64	男	1,880	4,096	3	5	2	2	12.2	4.8
	女	2,216		2					
65-69	男	1,474	3,322						
	女	1,848							
70-74	男	947	2,169						
	女	1,222							
75-79	男	503	1,105						
	女	602							
80以上	男	311	733						
	女	422							
年齢不詳	男								
	女								
計	男	72,953	150,205	226	457	212	486	304.2	323.5
	女	77,252		231		274			

茨城縣衛生部公衆衛生課

食品衛生法施行細則第十五條の規定による營業施設基準　案

案

食品衛生法施行細則第十五條の規定による營業施設の基準

第一 飲食店營業、喫茶店營業

（建物の構造）

一、店舗は、ふん尿處理場、塵芥處理場、畜舎等の近傍、塵芥埋立地、濕地等の不潔な場所に位置しないこと。　但しその対策のあるものはこの限りでない。　調理場は客席に比して狹すぎず、且つ住居と区劃し他の用途に共用しないこと。

従業員の更衣室を設けること。

二、調理場の壁及び天井は塵埃の溜りにくいよう平滑でなるべく明色であること。壁は床上から一メートル以上の高さまでコンクリート、タイル、不酸化金属張り、又は腰板張りであること。　床はコンクリート、タイルで作られ又は板張りとし、平滑で排水溝に向って勾配をつけ掃除し易くし水たまり等の出来ないように常に補修されていること。

調理場及び客席は通風がよい構造であり、特に火を用いる場所、油、水蒸気の発散する場所には排氣装置をつけること。

調理場及び客席は自然光線を充分採り入れるような構造とし、止むを得ない場合及び夜

間における照明は少くとも坪当り五十ワット以上部屋の隅まで行き渡つていること。

三、調理場の窓その他開放する箇所は金網張りその他昆虫等の侵入を防ぐ装置をなし排水の溝及び孔には防そ設備をすること。

調理場の天井、壁、床等はすべて完全にすき間がなく作られ破損箇所は完全に補修されていること。

そ族昆虫を完全に防禦できる食品の保存場所を備えること。

四、店舗の周囲の地面は、排水がよく且つ清掃し易い材料で作られゆるやかな勾配が附されていること。

店舗の附近に雨水がたまらない様適当な排水設備があること。

五、調理室には従業員専用の流水式手洗設備を設け石けん及びブラシ若しくは無害の殺菌剤を備へること。　調理用の便利な流水式洗じよう設備をすること。

客が使用し易い場所に流水式手洗設備をすること。

（食品取扱設備）

六、来客予想数に適応する数量及び大きさの調理器具食器類を備えること。

原料又は製品を保存するために充分な大きさを有する冷蔵設備を設けること。

七、冷蔵庫、かまど、流し場、調理台、食品保存庫等の（移動し難い設備器具の）配列は食品の取扱上便利な位置にあり、清掃・洗じょうが容易であること。

八、食品取扱器具の食品に直接接触する部分は耐水性で且つ洗滌、消毒上洗滌し易い構造であること。

接客用の食器類は煮沸又は蒸気殺菌のできるものであること。

九、食品取扱器具は常によく補修され清潔で且つ完全に使用できる状態に保持すること。

十、調理用器具食器類を衛生的に保管できる戸棚、格納箱等の設備を有すること。

十一、冷蔵庫には、その中の温度を測りうる正確な温度計を装置すること。

調理室には室内温度を測り得る正確な温度計を置くこと。

（給水及び汚物処理）

一、使用水は殺菌処理の行われた水道水か又は保健所その他の公立衛生試験機関で飲用適と認めた水であり必要に供給されていること。水道水以外の水を用いる場合はその水源（井戸）その他が便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当の距離にあり閉鎖式で外部から汚染される虞がなく一年に一回以上の試験を受け飲用が適当であると判定されていること。飲用適の水がその土質その他の関係で全く供給し難い場所においては

それぞれ適当なる過蒸汽、薬物消毒等の設備を使用すること。

十三、不透過性で充分な容量を有し完全なふたがあり且つ取扱上衛生的な廃棄物容器を備えること。屋外のごみ箱は有蓋でそ族昆虫が出入しないような構造で少くとも一週間に一回は処分し又は殺虫を行ふこと。

便所は井戸及び調理場等に影響のない位置にあり使用に便利であること。必ず金網を張りその他昆虫の出入しないような構造で流水式手洗装置を有すること。便所の汲取口にはそ族昆虫が侵入しないよう完全に閉鎖でき用便口から昆虫の出入しないよう不用のときは蓋をしておくこと。便所は常に清潔に保持され、汚水は速やかにあふれることのないように常に汲取られていること。便所の数は客及び従業員に比して少な過ぎないこと。

十四、店舗の周囲、調理室その他食品を取扱う室内、床面及び戸棚はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除し且つ営業時間中衛生的に維持して置くこと。調理室等食品を取扱う室内にはそ族昆虫がいないこと。小鳥犬猫その他の動物を入れないこと。

十五、食品取扱器具はすべて少なくとも一日一回はよく洗浄し常に衛生的に保持しておくこと。

時に食品に接触する面は使用前に入念に清潔にし、洗浄の後常に摂氏七六・五度以上の熱湯、蒸気、乾熱又は衛生的に無害且つ有効な殺菌剤で消毒すること。

十六、食品の調理取扱はすべて清潔で衛生的な方法により、保存運搬等の場合は特にそ族、昆虫塵埃、汚物その他有毒若しくは有害な物質又は病原微生物による汚染を防ぐこと。

十七、調理した食品又は生食用の魚かい類等は直ちに客に供与する場合の外は冷蔵庫に保存すること。　冷蔵庫の温度は常に摂氏十度以下であること。

（食品の取扱者）

十八、伝染性の疾病及びその疑のある者は、調理その他食品を取扱う業務に従事してはならない。結核、化のう性の傷できもの、又は下痢症のある者はかん詰、びん詰、つぼ詰又は完全に包装された食品をそのまゝ取扱う業務以外には従事してはならない。

十九、調理に従事する者は清潔で洗濯のできる白衣、髪覆を着用し、配膳、詰合せ、さしみの調理等に従事する者は食品衛生監視員から指示されたときはマスクを着用すること。

二十、食品取扱従業者は爪は常に短く切つてあり手指は従業時間中常に清潔に保ち用便の後及び外から入つてきたときは必ず石けん及びブラシでよく手を洗い手又は食品を取扱う器具を身体の他の部分には触れないこと。　従業中所定の場所以外ではたん又はつば、

をはき又は煙草を吸わないこと。

第二　菓子製造業（パン製造業を含む）

（建物の構造）

一、製造所はふん尿処理場塵介処理場等の近傍、塵介埋立地、湿地等不潔な場所に位置しないこと。　但しその対策のあるものは、この限りでない。　製造所は住居と区劃し他の用途に共用しないこと。　製造場は計画製造量に比し狭すぎず且つ製造場には区劃した製造室製品置場、原料貯蔵室、更衣室を設けること。

二、製造所の壁及び天井は塵埃のたまりにくいよう平滑でなるべく明色であること。
壁は床上より一メートル以上の高さまでコンクリート、タイル、不酸化金属張り又は腰板張りであること。

床はコンクリート、タイル等で作られ又は板張りとし平滑で排水溝に向って勾配をつけ掃除し易くし、水たまり等のできないよう常に補修されていること。

製造場は通風がよい構造であり、特に火を用いる処や水蒸気の発散する処には排気装置をつけること。　製造場は自然光線を充分採り入れるような構造とし、止むを得ない場合及び夜間における照明は作業場全体に少くとも坪当り五十ワット以上の明るさが行き渡

つていること。

三、製造場の窓その他開放する個所は金網張りその他そ族、昆虫等の侵入を防ぐ装置をなし下水及び排水の溝又はあなには防そ設備をすること。

製造場の天井、壁、床等はすべてすき間なく作られ破損個所のないよう常に完全に補修されていること。

四、製造場の周囲の地面は排水がよく、且つ清掃し易い材料で作られゆるやかな勾配が附されていること。

製造場の附近には水がたまらないよう適当な排水設備があること。

五、製造場に従業者専用の流水式手洗設備を設け石けん及びブラシ若しくは無害且つ有効な殺菌剤を備へること。 製造場には便利な器具の流水式洗浄設備を設けること。

（食品取扱設備）

六、製造所にはその施設の大きさ、取扱品に応じ必要な大きさと数量の製造加工用器具及び容器を備えること。

七、焼かま、流し場、混合機作業台、うす等の固定し若しくは移動し難い器具の配列は作業に便利な位置にあり清掃、洗浄が容易であること。

八、製造に使用する機械器具で原料及び製品に直接接触する部分はすべて耐水性材料で作られ容易に洗滌消毒のできる構造であること。

九、製造に使用する機械器具はすべて常に良く補修され、さびたり、ひび割れたり又は接合部分がはづれたりしていないこと。

十、製造加工用器具、容器類を衛生的に保管出来る棚、格納箱等の設備を有すること。

十一、焼がま、天火等には加熱温度を測りうる温度計を備えること。

製造場には温度計及び湿度計を備えること。

（給水及び汚ゞ物処理）

十二、使用水は殺菌処理の行われた水道水か又は保健所その他衛生試験機関で飲用適と認めた水であり豊富に供給されていること。

水道水以外の水を用いる場合はその水源（井戸その他）が便所、汚水溜、動物飼育場等の不潔な場所から相当な距離にあり閉鎖式で外部から汚染される虞がなく、一年に一回以上の試験を受け飲用適と判定せられていること。飲用適の水がその土質、その他の関係で全く供給し難い場所においてはそれぞれ適当なろ過、煮沸、薬物、消毒等の設備を使用すること。

十三、不浸透性で充分な容量を有し完全な蓋があり且取扱上衛生的な廃棄物容器を備へること。

屋外のごみ箱は有蓋でそ族、昆虫が出入しない様な構造で少くとも一週間に一回は処分し又は殺虫を行うこと。

便所は井戸及び製造場等に影響がない位置にあり窓は金網張りそのそ族昆虫等が出入しないような構造で流水式手洗装置を有すること

便所の汲取口はそ族昆虫が侵入しない様完全に閉鎖でき又用便口から昆虫等を出入しない様不用な時は蓋をしておくこと。

便所は常に清潔に保持しふん尿は使つた後からあふれることのない様に常にくみ取りされていること。

便所の数は従業員の数に比して少な過ぎないこと。

（取扱方法）

十四、製造場の室及原料製品を保存する場所の床面戸棚作業台等はすべて少くとも一日一回は徹底的に掃除しそこにはそ族昆虫がいないこと。

十五、機械器具、容器はすべて一日一回は掃除あるいは洗じょうし常に衛生的にして置くこと。特に原料製品と直接接触する器具の表面は洗じょうの後なるべく攝氏七六・五度以上の

熱湯、蒸気乾熱又は衛生的に無害且つ有効な殺菌剤で消毒すること。

十六　製造加工保存運搬等に際して原料並びに製品の取扱いは常に清潔で衛生的であり特にそ族、昆虫じんあい、汚物その他有毒若しくは有害な物質又は病原微生物等による汚染を防ぐこと。

十七　製品を保存する場合は、製品の種類に応じ腐敗変敗等の細菌の繁殖を防止する為加熱冷却冷蔵に必要な器具類を備へること、そしてこれらを充分使用すること。

十八　伝染性の疾病及びその疑のあるものは作業に従事してはならない。
結核化膿性の疾できもの又は下痢症のある者は、完全に包装された製品の取扱運搬等の業務以外には従事してはならない。

十九　食品製造に従事するものは、清潔で洗濯のできる白衣及び髪おおいを着用し、特に必要であるとき又は食品衛生監視員に指示されたときはマスクを着用すること。

二十　製造に従事するものは爪は常に短く切って置き手指は従業時間中常に清潔にし用便後及び食品を取扱ふ前には必ず石けん及びブラシでよく手を洗い手又は使用器具を所定の場所以外では髪、鼻、口又は耳その他身体の他の部分に触れないこと。
従業中所定の場所以外では、たん又はつばをはき又は煙草を吸わないこと。

第三氷菓子製造業（アイスクリームを含む）

（建物の構造）

一、製造場はふん尿処理場じんかい処理場畜舎等の近傍じんかい埋立地湿地等の不潔な場所に位置しないこと。但しその対策のあるものはこの限りでない。

製造場は、計畫製造量に比し狭過ぎず、且つ住居と区画し他の用途に共用しないこと。

二、製造場の壁、天井はじんあいのたまりにくいよう平滑でなるべく明色であること。

壁は床上より一メートル以上の高さまでコンクリート、タイル、不酸化金属張り又は腰張りであること。

床はコンクリートタイル等で作られ又は板張りとし、平滑で排水溝に向って勾配をつけ掃除し易くし、水たまり等のできないように常に補修されていること。

製造場は通風がよく自然光線を充分採り入れるような構造とし止むを得ない場合及び夜間における照明は作業上全体に少くとも坪当り五〇ワット以上の明るさが行き渡っていること。

三、製造場及び調合室その他開放する個所にはそ族昆虫等を防ぐ設備をなし、且つその補習が充分にされていること。

排水口にはそ族防止設備をすること。

四、製造場及び店舗の周囲は排水がよく且つ清掃し易い材料で作られゆるやかな勾配が附されていること。

五 又 製造場の附近に雨水がたまらないよう適当な排水設備があること。

製造室に従業員専用の流水式手洗設備を設け石けん及びブラシ若しくは無害の殺菌剤を備えること。

製造室には使用に便利な水給管その他の器具の流水式洗滌設備及び用具を備えること。

（食品取扱設備）

六 施設の大きさ、取扱数量に応じ必要な大きさ及び数量の浄水器、調合器、注入器、[illegible]器、容入器その他の取扱器具を備えること

七 冷凍、融解槽、作業台、濾過器、製品貯蔵庫等の配列（固定し若しくは移動し難い器具）は作業に便利な位置にあり清掃洗滌が容易であること。

八 取扱器具で原料及び製品に直接接触する部分はすべて耐水性材料で作られ、容易に清掃洗滌消毒出来る構造であること。

九 取扱器具はすべて常によく補整されさびたり、ひゞわれたり、又は接合部分がはずれたりしていないこと。

十　器具を衛生的に保管することができる架台、棚戸棚、格納箱等の設備を有すること

十一　冷凍槽及び製品の貯蔵庫並びに煮沸滅菌器には正確な温度計を備へること。
冷凍機には圧力計を備え作業場外に温度計を置くこと。

（給水及汚物処理）

十二　使用水は殺菌処理の行われた水道水か又は保健所その他の公立衛生試験機関で飲用と認めた水であり豊富に供給されていること。
水道水以外の水を用ひる場合はその水源（井戸その他）が便所、汚水だまり、動物飼育場等不潔な場所から相当の距離があり、閉鎖式で外部から汚染される虞がなく年に一回以水質試験を受けて飲用適と判定されていること。
飲用適の水がその土質その他の関係で全く供給できない場所においてはそれぞれ適な濾過並に薬物消毒等の設備を使用すること。

十三　適当な屑物入れを備へること。屋外のごみ箱は有蓋でそ族昆虫が出入しないような構造で少くとも一週間に一回は処分し又は殺虫を行うこと。
便所は井戸及び製造場に影響のない位置にあり窓は金網その他によるそ族昆虫等の入しないような構造で流水式手洗装置を有すること。

便所の汲取口はそ族昆虫が侵入しないやう完全に閉鎖でき又用便口から昆虫の出入しないよう不用なときは蓋をして置くこと。

便所は常に清潔に保持されちり紙は便つぼからあふれることのないよう常に汲取られていること。

便所の数は従業者の数に比して少な過ぎないこと。

（取扱方法）

十四、製造場の構内各室内床面戸棚はすべて少くとも一日一回はよく洗じょうする等の清掃を行い作業時間中常に衛生的にして置くこと。

食品を取扱う室内にはそ族昆虫がいないこと。

十五 使用器具はすべて少くとも一日一回はよく洗じょうする等清掃を行い常に衛生的にして置くこと。特に原料製品に直接接触する注入器氷結管の表面は洗滌後常に摂氏七十五度以上の熱湯蒸気乾燥又は衛生的無害且つ有効な殺菌剤で消毒すること。

十六 氷菓子及原料製造貯蔵運搬及販売等の取扱はすべて清潔で衛生的であり特に昆虫をは[illegible]んから汚物その他有毒若しくは有害な物質又は病原微生物により汚されることを防ぐこと。

、原液は蓋のある容器に貯蔵し氷結管に注入するときは手指で直接原液に触れないこと

氷結管から氷菓子を抜きとるとき外部を温めるために用いる水は飲用適の流水であること。

七　原液は飲用適若しくは無害的処理を作った水を用いる蒸溜又は使用を許可された合成殺菌料で調節し薬品を添加する場合は製品がなるべく腐敗しないような装置のある製品貯蔵庫又は保存箱に入れること

（食品取扱者）

八　伝染性の疾病及びその疑のあるもの化のう性の傷できもの又は下痢症のあるものは作業に従事してはならない。

九　製造に従事するものは、すべて清潔で洗濯のできる白衣並びに髪おおいを着用すること特に必要があるとき又は食品衛生監視員が指示したときはマスクをすること。

十　作業に従事するものは爪は常に短く切って置き手指は作業時間中常に清潔に保ち用便の後及び外部から入ったときは必ず石けん及びブラシで手をよく洗い又は消毒する取扱い器具を鼻口耳その他身体の他の部分に触れないこと。

作業中はたんつばを指定の場所以外で吐き又は煙草を吸わないこと。

第四、牛乳処理業及び特別牛乳処理業

基　準

（建物の構造）

一、施設はふん尿処理場、じんかい処理場、畜舎等の近傍、じんかい埋立地、湿地等の不潔な場所又は悪臭を放つ場所に近接しないこと。但し、その対策のあるものはこの限りでない。

建物は完全な基礎を有する処理取扱数量に応じ適当な広さを有すること。

牛乳処理場は、受乳室、牛乳取扱室、器具取扱室、貯蔵室、検査室、更衣室、びん置場等に仕切りこれを他の用途に共用してはならない。

二、施設の天井、壁はじんあいのたまりにくいように平滑で、破損、すき間等がなく明色であること。

腰張り床は、コンクリート、タイル張りにして、腰張りは、一メートル以上とし、床面は平滑で排水溝に向って適当な勾配をつけ清掃し易く水のたまらぬよう常に補修されていること。

排水溝は、使用水量に応じた規模を有し、且つ適当の勾配をつけたまり水等のできぬように補修されてあること。

蒸気及び臭気を速かに排除する換気装置をすること。

施設内は、自然光線を十分に採り入れるような構造とし、止むを得ない場合及び夜間における照明は、坪当り五〇ワット以上の明るさがあること。

三、施設の窓その他開放する箇所は、金網及び硝子等を用ひ、じんあい、そ族及び昆虫